

半 期 報 告 書

(第177期中) 自 平成12年4月1日
至 平成12年9月30日

関 東 財 務 局 長 殿

平成12年12月25日提出

会社名 株式会社 日 本 興 業 銀 行
英訳名 The Industrial Bank of Japan, Limited
代表者の役職氏名 取締役頭取 西 村 正 雄

本店の所在の場所 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 電話番号 東京 (3214)1111 (大代表)

連絡者 管理部参事役 永 戸 一 彦

もよりの連絡場所 同 上

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
株式会社日本興業銀行 大 阪 支 店	大阪府中央区高麗橋四丁目1番1号
株式会社日本興業銀行 名古屋支店	名古屋市中区錦1丁目11番18号
株式会社日本興業銀行 横 浜 支 店	横浜市西区北幸一丁目4番1号

(本書面の枚数 表紙共56枚)

目 次

第一部 企業情報	1 頁
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	4
3. 関係会社の状況	5
4. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 生産、受注及び販売の状況	26
3. 対処すべき課題	26
4. 経営上の重要な契約等	26
5. 研究開発活動	26
第3 設備の状況	27
1. 主要な設備の状況	27
2. 設備の新設、除却等の計画	27
第4 提出会社の状況	28
1. 株式等の状況	28
(1) 株式の総数等	28
(2) 発行済株式総数、資本金等の状況	31
(3) 大株主の状況	31
(4) 議決権の状況	33
2. 株価の推移	33
3. 役員の状況	35
第5 経理の状況	36
・中間監査報告書	37
1. 中間連結財務諸表等	39
(1) 中間連結財務諸表	39
① 中間連結貸借対照表	39
② 中間連結損益計算書	40
③ 中間連結剰余金計算書	41
④ 中間連結キャッシュ・フロー計算書	42
(2) その他	82
・中間監査報告書	83
2. 中間財務諸表等	85
(1) 中間財務諸表	85
① 中間貸借対照表	85
② 中間損益計算書	86
(2) その他	102
第6 提出会社の参考情報	103
第二部 提出会社の保証会社等の情報	104

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1. 主要な経営指標等の推移

(1) 最近2中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(金額単位 百万円)

連結会計期間別 項 目	平成11年度中間 連結会計期間 〔自平成11年4月1日 至平成11年9月30日〕	平成12年度中間 連結会計期間 〔自平成12年4月1日 至平成12年9月30日〕	平成10年度 〔自平成10年4月1日 至平成11年3月31日〕	平成11年度 〔自平成11年4月1日 至平成12年3月31日〕
連結経常収益	1,710,790	925,516	3,378,594	2,983,986
連結経常利益 (△は連結経常損失)	69,422	89,077	△ 263,381	155,581
連結中間純利益	47,271	31,141		
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)			△ 181,276	70,754
連結純資産額	1,611,872	1,591,014	1,561,350	1,627,417
連結総資産額	45,688,786	42,839,278	46,166,409	42,466,450
連結ベースの1株 当たり純資産額	478.05 円	470.15 円	458.91 円	483.94 円
連結ベースの1株 当たり中間純利益	17.30 円	11.19 円		
連結ベースの1株 当たり当期純利益 (△は連結ベースの 1株当たり当期純損失)			△ 70.64 円	25.59 円
連結ベースの潜在株式調整 後1株当たり中間純利益	15.61 円	10.14 円		
連結ベースの潜在株式調整 後1株当たり当期純利益			一 円	23.15 円
連結自己資本比率 (国際統一基準)	11.91 %	11.93 %	11.34 %	12.19 %
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 87,232	△ 30,019		△ 1,244,111
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,721	△ 115,461		1,238,825
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,051	5,895		15,179
現金および現金同等物の 中間期末残高	204,575	157,337		
現金および現金同等物の 期末残高			290,232	297,013
従業員数	7,679人	7,315人		7,394人

- (注) 1. 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)附則第2項に基づき、平成11年度から中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して算出しております。
4. 連結ベースの1株当たり当期純利益(又は当期純損失)及び連結ベースの1株当たり中間純利益は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して算出しております。
5. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、平成10年度は連結ベースの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 連結自己資本比率は、長期信用銀行法第17条前段において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(金額単位 百万円)

回 次	第 1 7 5 期 中	第 1 7 6 期 中	第 1 7 7 期 中	第 1 7 5 期	第 1 7 6 期
決 算 年 月	平成10年 9 月	平成11年 9 月	平成12年 9 月	平成11年 3 月	平成12年 3 月
経 常 収 益	1,580,323	1,569,322	838,963	3,018,720	2,720,653
経 常 利 益 (△は経常損失)	30,238	56,835	82,925	△ 351,936	138,849
中 間 純 利 益	30,010	36,200	38,001		
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)				△ 195,727	60,232
資 本 金	465,105	673,605	673,605	673,605	673,605
発 行 済 株 式 総 数	2,539,579 千株	普通株式 2,639,579 千株 第一回優先株式 140,000 千株 第二回優先株式 140,000 千株	普通株式 2,639,579 千株 第一回優先株式 140,000 千株 第二回優先株式 140,000 千株	普通株式 2,639,579 千株 第一回優先株式 140,000 千株 第二回優先株式 140,000 千株	普通株式 2,639,579 千株 第一回優先株式 140,000 千株 第二回優先株式 140,000 千株
純 資 産 額	1,086,161	1,651,333	1,695,465	1,623,953	1,667,425
総 資 産 額	45,275,593	39,614,575	38,099,985	42,089,303	38,050,621
債 券 残 高	19,471,475	19,933,133	19,538,815	19,866,858	19,933,842
預 金 残 高	7,091,913	5,278,138	5,518,061	5,692,468	5,026,433
貸 出 金 残 高	23,256,969	22,421,773	22,297,152	22,872,065	22,232,483
有 価 証 券 残 高	10,413,989	8,799,150	7,991,838	9,024,595	7,703,889
1 株 当 たり 中 間 配 当 額	3.50 円	普通株式 3.50 円 第一回優先株式 8.75 円 第二回優先株式 2.69 円	普通株式 8.48 円 内訳 普通当 3.50 円 特別当 4.98 円 第一回優先株式 8.75 円 第二回優先株式 2.69 円		
1 株 当 たり 配 当 額				普通株式 7.00 円 第一回優先株式 0.05 円 第二回優先株式 0.02 円	普通株式 7.00 円 第一回優先株式 17.50 円 第二回優先株式 5.38 円
単 体 自 己 資 本 比 率 (国際統一基準)		12.14 %	12.36 %	11.57 %	12.42 %
従 業 員 数	(4,899 人)	4,991 人	4,690 人	(4,752 人)	4,807 人

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行により、長期信用銀行法第17条前段において準用する銀行法第14条の2が改正されたことに伴い、第175期(平成11年3月)より単体自己資本比率を算出しております。なお、第175期中(平成10年9月)の連結自己資本比率は、9.42%であります。

3. 従業員数は、第176期中(平成11年9月)より海外の現地採用者を含み、出向者を除いております。なお、第175期(平成11年3月)までは海外の現地採用者を除き、出向者を含んでいる数を()内に記載しております。

2. 事業の内容

当行並びに株式会社第一勧業銀行及び株式会社富士銀行は、株式移転により平成12年9月29日に、完全親会社である株式会社みずほホールディングスを設立し、みずほフィナンシャルグループを正式に発足させました。

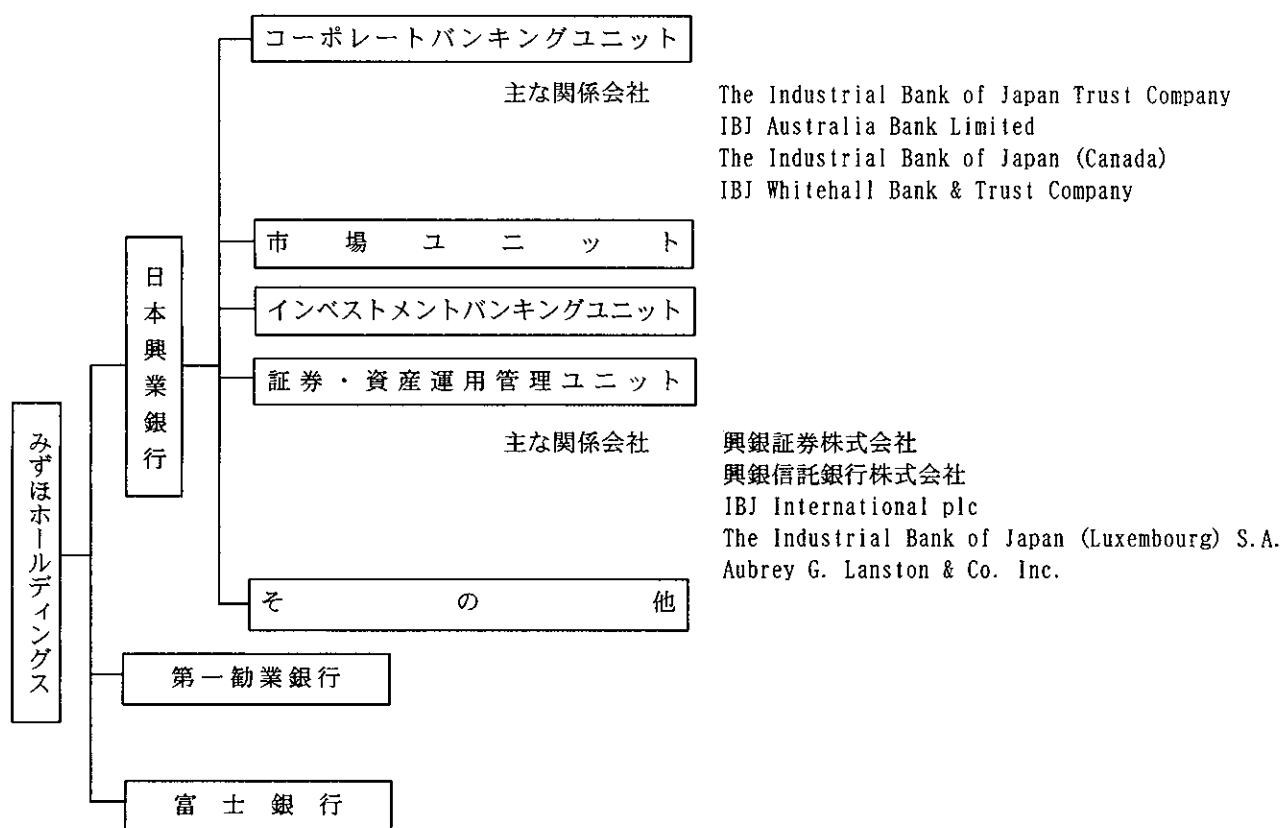
みずほフィナンシャルグループは、当行並びに株式会社第一勧業銀行及び株式会社富士銀行と、各々の連結子会社、持分法適用関連会社で構成しております。

このうち当行グループは、当行、連結対象子会社60社及び持分法適用会社23社で構成され、ビジネスユニット制の下で、コマーシャルバンキング業務、市場関連業務、インベストメントバンキング業務及び証券・資産運用管理業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(平成12年9月30日現在)

(主な関係会社は全て連結対象子会社であります。)



- (注) 1. 興銀証券株式会社は、平成12年10月1日に第一勧業証券株式会社及び富士証券株式会社と合併し、みずほ証券株式会社となっております。
2. 興銀信託銀行株式会社は、平成12年10月1日に第一勧業富士信託銀行株式会社と合併し、みずほ信託銀行株式会社となっております。
3. The Industrial Bank of Japan (Luxembourg) S.A. は、平成12年10月1日に Dai-ichi Kangyo Bank (Luxembourg) S.A.、Fuji Bank (Luxembourg) S.A. 及び Dai-ichi Kangyo Fuji Trust & Banking (Luxembourg) S.A. と合併し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. となっております。
4. The Industrial Bank of Japan (Canada) は、平成12年11月1日に Dai-ichi Kangyo Bank (Canada) と合併し、Mizuho Bank (Canada) となっております。
5. IBJ International plc は、平成12年12月1日に DKB International Public Limited Company 及び Fuji International Finance PLC と統合し、Mizuho International plc となっております。

3. 関係会社の状況

- (1) 当中間連結会計期間において、当行の連結子会社から持分法適用関連会社に変更となった会社は次のとおりであります。

DLIBJ Asset Management International Ltd.

IBJ AMI (Guernsey) Limited

なお、DLIBJ Asset Management International Ltd.は、平成12年4月1日にIBJ Asset Management International Ltd.が社名変更したものであります。

- (2) 当中間連結会計期間において、当行の子会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

IBJ (Jersey) Limited

- (3) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

(親会社)

名 称	住 所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 被所有割合	当行との関係内容					摘 要
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携	
株式会社 みずほホールディングス	日 本 東京都千代田区	百万円 2,572,000	銀行持株会社 長期信用銀行 持株会社	% 100.0	人 (5) 5	—	—	—	—	—

(持分法適用関連会社)

名 称	住 所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合	当行との関係内容					摘 要
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携	
新光証券株式会社	日 本 東京都中央区	百万円 125,167	証券業	% 20.6 (4.9)	人 (2) 3	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—	—
確定拠出年金サービス 株式会社	日 本 東京都港区	百万円 2,000	資産形成 相談業務	17.0	1	—	—	—	—	※
DLIBJ Asset Management U.S.A., Inc.	米 国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	千ドル 4,000	投 資 顧問業	{100.0}	2	—	—	—	—	※

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は新光証券株式会社であります。なお、株式会社みずほホールディングスは、平成12年11月2日に有価証券届出書を提出しております。
3. 上記関係会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与える債務超過の状況にある会社はありません。
4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」または「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄には、兼任、出向、転籍を含めております。なお、（ ）内は、当行の役員もしくは役員であった者（内書き）であります。
6. 「摘要」欄の「※」は、財務諸表等規則第8条第6項第2号及び第3号に該当する関連会社であります。

4. 従業員の状況

(1) 連結会社における従業員数

平成12年9月30日現在

	コ－ポレート バンキングユニット	市場ユニット	インベストメント バンキングユニット	証券・資産運 用管理ユニット	その他	合 計
従業員数	4,031	273	148	1,118	1,745	7,315 人

(注) 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員490人を含んでおりません。

(2) 当行の従業員数

平成12年9月30日現在

従業員数	4,690 人
------	---------

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、執行役員13人、嘱託及び臨時従業員357人を含んでおりません。
2. 当行の従業員組合は、日本興業銀行職員組合と称し、組合員数は3,724人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

当行並びに株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行は、株式移転により平成12年9月29日に、完全親会社である「株式会社みずほホールディングス」を設立し、みずほフィナンシャルグループを正式に発足させました。

みずほフィナンシャルグループは、以下の五つの基本理念のもとで、充実した営業基盤並びに最先端の情報技術と金融技術に裏付けられた総合金融サービス力を最大限に活用し、「最先端の金融サービスで、新時代をリードする革新的フィナンシャルグループ」を目指してまいります。当行は、みずほフィナンシャルグループの中核会社の1社として、お客さま第一の経営姿勢に徹し、みずほフィナンシャルグループの総力を結集し、多様化・高度化するお客さまのニーズに合ったサービスの拡充を図ってまいり所存でございます。

①お客さま・お取引先に最高水準の総合金融サービスを提供する。

②株主、市場から高く評価され、我が国を代表するトップバンクとして、広く社会から信頼される。

③社員にとって働き甲斐があり魅力に富んだ職場にする。

④事業分野、機能について、それぞれの特色・強みを最大限に発揮するとともに、徹底した合理化、効率化により統合の効果を最大限に追求する。

⑤各行の既往文化に拘らない新しい風土・企業文化を持った金融グループを創造する。

また、当行は、みずほフィナンシャルグループの中核会社の1社として、統合シナジーによる営業基盤の強化とさらなる経費削減により統合効果を実現し、健全経営確保の観点から内部留保の着実な積上げに努める一方で、収益力を一層強化し、株式会社みずほホールディングスの株主のみなさまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

具体的には、平成11年8月20日の3行統合発表以来、みずほフィナンシャルグループとしての経営健全化計画の提出、持株会社設立認可取得等、関係当局の承認を得る手続きを進める一方で、事業戦略面の施策も着実に実行してまいりました。その成果として、平成12年10月1日にみずほ証券株式会社（興銀証券株式会社、第一勧業証券株式会社及び富士証券株式会社の合併）、みずほ信託銀行株式会社（興銀信託銀行株式会社及び第一勧業富士信託銀行株式会社の合併）を設立したほか、みずほベンチャーファンド、確定拠出年金サービス株式会社等の新規プロジェクトについても順調に立ち上げております。

さらに、みずほフィナンシャルグループは、株式会社みずほホールディングスの下で一体運営を行い、平成14年春を目処とした法的分社経営を行います。平成12年9月29日から平成14年春までを「フェーズ1」とし、平成14年春以降を「フェーズ2」として運営してまいります。

フェーズ1では、顧客セグメント別・機能別に横断的なビジネスユニット制を採用し、グループの一体運営を行ってまいります。

また、平成14年春からのフェーズ2において、当行を含めた3行及びみずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社は、会社分割法制及び関連税制を活用のうえ統合・再編し、新たに株式会社みずほホールディングスの下で、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社による顧客セグメント別・機能別の法的分社経営を行う予定としております。

さて、当中間連結会計期間中の世界経済情勢をみますと、総じて拡大基調が維持されましたが、米国では景気拡大テンポがやや鈍化しました。

国内経済情勢をみますと、企業収益が大幅に改善するなか、設備投資が持ち直すなど、景気は緩やかながらも回復を続けました。日本銀行は8月にゼロ金利政策を解除しましたが、長期金利は概ね安定した推移となりました。

このような金融経済環境の下、当中間連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

まず、当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表をみますと、債券は当中間連結会計期間中に3,584億円減少し20兆1,127億円に、譲渡性預金は同435億円減少し1兆3,414億円となり、預金は同5,811億円増加し5兆8,326億円となりました。他方、貸出金は同760億円増加し22兆8,557億円となり、有価証券は同2,543億円増加し7兆8,351億円となりました。

また、連結自己資本比率（国際統一基準）は、会計基準の変更に伴い、当中間連結会計期間より為替換算調整勘定が資本の部から控除されたことにより自己資本が減少したこと、また、リスク・アセットが増加したこと等から、前連結会計年度末に比べ0.26%低下し11.93%となりました。

次に、当中間連結会計期間中の収益の状況を国内・海外別にみますと、資金運用収支は市場関連収益の減少等により前中間連結会計期間に比べ242億円減少し国内で854億円、海外は258億円、相殺消去後の合計は1,029億円となりました。また、役務取引等収支は同35億円減少し国内で252億円、海外は90億円、相殺消去後の合計は340億円となり、特定取引収支は同38億円減少し国内で116億円、海外は99億円、相殺消去後の合計は216億円となりました。一方で、引き続き全般にわたるコスト削減努力をした結果、営業経費は同92億円減少し918億円となりました。また、不良債権処理額につきましては、引き続き予防的な引当を行うと共に最終処理も促進いたしました。既に十分な引当を行っていたこともあり、前中間連結会計期間に比べ大きく減少しました。

この結果、経常利益は前中間連結会計期間に比べ 196 億円増加し 890 億円となりました。

特別損益は、当行において外貨建有価証券の投資方針変更に伴う処分損 226 億円を計上したこと等により、前中間連結会計期間に比べ 365 億円減少し△230 億円となりました。

以上の結果、税金等調整前中間純利益 660 億円から、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、少数株主利益を減算した中間純利益は、前中間連結会計期間に比べ 161 億円減少し 311 億円となりました。

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金、債券、預金等の貸借対照表項目の増減によるキャッシュ・フローがマイナスとなったことから、前中間連結会計期間に比べ 572 億円増加し△300 億円となりました。他方、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券等の取得、売却、償還に係る収支等により前中間連結会計期間に比べ 1,281 億円減少し△1,154 億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは劣後特約付債券の発行による収入の増加等により、前中間連結会計期間に比べ 159 億円増加し 58 億円となっております。以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ 1,396 億円減少し 1,573 億円となりました。

また、所在地別セグメントごとの業績といたしましては、経常利益について、日本で不良債権処理額の減少等により前中間連結会計期間に比べ 314 億円増加し 804 億円、米州で同 26 億円減少し 119 億円、欧州で同 42 億円減少し 10 億円、アジア・オセアニアで同横這いの 39 億円となっております。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間は、「国内」においては、資金運用収支は854億円、役務取引等収支は252億円、特定取引収支は116億円、その他業務収支は47億円となりました。

「海外」においては、資金運用収支は258億円、役務取引等収支は90億円、特定取引収支は99億円、その他業務収支は△20億円となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、資金運用収支は1,029億円、役務取引等収支は340億円、特定取引収支は216億円、その他業務収支は27億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計
資 金 運 用 収 益	前中間連結会計期間	598,666	336,499	147,509	787,655
	当中間連結会計期間	489,838	257,645	46,876	700,607
資 金 調 達 費 用	前中間連結会計期間	487,152	317,455	144,126	660,480
	当中間連結会計期間	404,403	231,780	38,522	597,661
資 金 運 用 収 支	前中間連結会計期間	111,513	19,044	3,383	127,175
	当中間連結会計期間	85,435	25,864	8,353	102,946
役 務 取 引 等 収 益	前中間連結会計期間	31,979	17,777	3,619	46,136
	当中間連結会計期間	29,254	17,274	3,239	43,289
役 務 取 引 等 費 用	前中間連結会計期間	4,603	7,382	3,523	8,463
	当中間連結会計期間	4,034	8,188	3,007	9,215
役 務 取 引 等 収 支	前中間連結会計期間	27,375	10,394	96	37,672
	当中間連結会計期間	25,220	9,085	231	34,074
特 定 取 引 収 益	前中間連結会計期間	7,715	18,444	—	26,159
	当中間連結会計期間	11,649	10,325	63	21,910
特 定 取 引 費 用	前中間連結会計期間	49	615	—	665
	当中間連結会計期間	—	361	63	297
特 定 取 引 収 支	前中間連結会計期間	7,666	17,828	—	25,494
	当中間連結会計期間	11,649	9,963	—	21,613
そ の 他 業 務 収 益	前中間連結会計期間	668,307	17,258	51	685,514
	当中間連結会計期間	47,123	4,738	30	51,830
そ の 他 業 務 費 用	前中間連結会計期間	672,066	12,652	20	684,698
	当中間連結会計期間	42,340	6,742	3	49,079
そ の 他 業 務 収 支	前中間連結会計期間	△ 3,759	4,606	31	815
	当中間連結会計期間	4,783	△ 2,003	27	2,751

- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という）であります。
2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という）であります。
3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間は、「国内」においては、資金運用勘定平均残高は30兆881億円、利息は4,898億円、利回りは3.24%となり、資金調達勘定平均残高は28兆2,788億円、利息は4,010億円、利回りは2.82%となりました。

「海外」においては、資金運用勘定平均残高は7兆964億円、利息は2,576億円、利回りは7.24%となり、資金調達勘定平均残高は7兆609億円、利息は2,317億円、利回りは6.54%となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、資金運用勘定平均残高は35兆3,156億円、利息は7,006億円、利回りは3.95%となり、資金調達勘定平均残高は33兆7,212億円、利息は5,943億円、利回りは3.51%となりました。

① 国内

(金額単位 百万円)

種 別	期 別	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	前中間連結会計期間	34,136,966	598,666	3.49%
	当中間連結会計期間	30,088,107	489,838	3.24
	うち 貸 出 金	20,281,398	209,325	2.05
	当中間連結会計期間	19,645,228	186,218	1.89
	うち 有 価 証 券	8,265,037	87,945	2.12
	当中間連結会計期間	8,483,475	97,408	2.29
	うち コールローン 及び買入手形	278,705	442	0.31
	当中間連結会計期間	182,819	176	0.19
	うち 預 け 金	201,660	4,992	4.93
	当中間連結会計期間	294,295	8,931	6.05
資 金 調 達 勘 定	前中間連結会計期間	31,896,455	484,206	3.02
	当中間連結会計期間	28,278,854	401,056	2.82
	うち 債 券	19,793,683	146,099	1.47
	当中間連結会計期間	19,929,673	117,723	1.17
	うち 預 金	3,554,526	30,742	1.72
	当中間連結会計期間	3,194,275	28,077	1.75
	うち 譲 渡 性 預 金	2,234,959	1,066	0.09
	当中間連結会計期間	1,065,990	628	0.11
	うち 借 用 金	1,213,357	22,954	3.77
	当中間連結会計期間	1,354,721	23,425	3.44
	うち コマ・シャル・ペ・ハ・	60,415	34	0.11
	当中間連結会計期間	132,530	113	0.17
	うち コールマネー 及び売渡手形	1,147,453	1,090	0.18
	当中間連結会計期間	923,723	2,192	0.47

(注) 1. 平均残高は、当行は日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して記載しております。

3. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

② 海 外

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	前中間連結会計期間	9,948,907	336,499	6.74%
	当中間連結会計期間	7,096,428	257,645	7.24
	前中間連結会計期間	2,880,420	85,214	5.90
	当中間連結会計期間	3,190,972	102,317	6.39
	前中間連結会計期間	628,206	20,115	6.38
	当中間連結会計期間	611,575	21,505	7.01
	前中間連結会計期間	2,447,337	99,710	8.12
	当中間連結会計期間	1,777,225	60,921	6.83
	前中間連結会計期間	852,039	17,685	4.13
	当中間連結会計期間	515,837	12,324	4.76
資 金 調 達 勘 定	前中間連結会計期間	10,049,657	317,453	6.30
	当中間連結会計期間	7,060,985	231,780	6.54
	前中間連結会計期間	570,083	6,060	2.12
	当中間連結会計期間	582,809	6,117	2.09
	前中間連結会計期間	2,303,609	42,668	3.69
	当中間連結会計期間	2,612,303	56,799	4.33
	前中間連結会計期間	138,578	3,731	5.37
	当中間連結会計期間	142,306	4,513	6.32
	前中間連結会計期間	452,577	1,520	0.66
	当中間連結会計期間	50,020	1,201	4.78
	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
	前中間連結会計期間	3,452,012	125,541	7.25
	当中間連結会計期間	3,665,238	114,272	6.21

- (注) 1. 平均残高は、当行は日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して記載しております。
3. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

③ 合 計

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	平 均 残 高			利 息			利回り	
		小 計	相殺消去額 (△)	合 計	小 計	相殺消去額 (△)	合 計		
資 金 運 用 勘 定	前中間連結会計期間	44,085,874	6,992,012	37,093,862	935,165	147,509	787,655	4.23%	
	当中間連結会計期間	37,184,536	1,868,922	35,315,614	747,483	46,876	700,607	3.95	
	うち 貸 出 金	前中間連結会計期間	23,161,819	133,705	23,028,113	294,540	7,400	287,139	2.48
		当中間連結会計期間	22,836,201	340,518	22,495,682	288,535	4,671	283,864	2.51
	うち 有 価 証 券	前中間連結会計期間	8,893,244	408,204	8,485,040	108,061	3,599	104,462	2.45
		当中間連結会計期間	9,095,050	378,953	8,716,097	118,913	13,221	105,692	2.41
	うち コ ー ル ロ ー ン 及び買入手形	前中間連結会計期間	2,726,043	—	2,726,043	100,153	—	100,153	7.32
		当中間連結会計期間	1,960,044	157	1,959,886	61,098	8	61,089	6.21
	うち 預 け 金	前中間連結会計期間	1,053,700	365,662	688,038	22,678	8,403	14,275	4.13
		当中間連結会計期間	810,133	218,342	591,790	21,255	6,686	14,568	4.91
資 金 調 達 勘 定	前中間連結会計期間	41,946,112	6,730,257	35,215,855	801,659	144,126	657,533	3.72	
	当中間連結会計期間	35,339,839	1,618,596	33,721,242	632,837	38,522	594,314	3.51	
	うち 債 券	前中間連結会計期間	20,363,767	7,064	20,356,702	152,160	195	151,965	1.48
		当中間連結会計期間	20,512,483	6,730	20,505,752	123,840	200	123,640	1.20
	うち 預 金	前中間連結会計期間	5,858,135	361,656	5,496,479	73,411	8,401	65,009	2.35
		当中間連結会計期間	5,806,578	217,134	5,589,444	84,877	6,690	78,186	2.78
	うち 譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,373,537	—	2,373,537	4,798	—	4,798	0.40
		当中間連結会計期間	1,208,297	—	1,208,297	5,141	—	5,141	0.84
	うち 借 用 金	前中間連結会計期間	1,665,934	278,338	1,387,596	24,474	7,658	16,816	2.41
		当中間連結会計期間	1,404,742	464,150	940,592	24,626	9,590	15,036	3.18
	うち コマニカル・ペーパー	前中間連結会計期間	60,415	—	60,415	34	—	34	0.11
		当中間連結会計期間	132,530	—	132,530	113	—	113	0.17
	うち コー尔蒙ネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	4,599,466	—	4,599,466	126,631	—	126,631	5.49
		当中間連結会計期間	4,588,961	157	4,588,803	116,464	9	116,455	5.06

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して記載しております。

2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間は、「国内」においては、役務取引等収益は293億円、役務取引等費用は41億円となりました。

「海外」においては、役務取引等収益は173億円、役務取引等費用は82億円となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、役務取引等収益は432億円、役務取引等費用は92億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計	
役 務 取 引 等 収 益	前中間連結会計期間	31,979	17,777	3,619	46,136	
	当中間連結会計期間	29,330	17,350	3,391	43,289	
	うち 債券・預金・貸出業務	前中間連結会計期間	11,789	11,625	337	23,077
		当中間連結会計期間	6,625	9,115	4	15,737
	うち 為 替 業 務	前中間連結会計期間	1,928	303	10	2,221
		当中間連結会計期間	2,286	408	1	2,692
	うち 証 券 関 連 業 務	前中間連結会計期間	11,390	3,183	2,791	11,782
		当中間連結会計期間	10,413	896	1,675	9,634
	うち 保 証 業 務	前中間連結会計期間	1,104	1,301	202	2,204
		当中間連結会計期間	1,256	2,042	245	3,053
役 務 取 引 等 費 用	前中間連結会計期間	4,603	7,382	3,523	8,463	
	当中間連結会計期間	4,110	8,264	3,160	9,215	
	うち 為 替 業 務	前中間連結会計期間	791	10	10	791
		当中間連結会計期間	1,130	18	1	1,146

(注) 1. 「国内」とは当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間は、「国内」においては、特定取引収益は116億円となりました。

「海外」においては、特定取引収益は103億円、特定取引費用は3億円となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、特定取引収益は219億円、特定取引費用は2億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 別	期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計	
特 定 取 引 収 益	前中間連結会計期間	7,715	18,444	—	26,159	
	当中間連結会計期間	11,649	10,325	63	21,910	
	うち 商品有価証券収益	前中間連結会計期間	3,258	10,009	—	13,268
	当中間連結会計期間	1,660	1,073	—	2,734	
	うち 特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	63	—	63	—	
	うち 特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	4,103	8,084	—	12,187
	当中間連結会計期間	9,810	8,619	—	18,429	
	うち その他の特定取引収益	前中間連結会計期間	354	350	—	704
	当中間連結会計期間	113	633	—	747	
特 定 取 引 費 用	前中間連結会計期間	49	615	—	665	
	当中間連結会計期間	—	361	63	297	
	うち 商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	
	うち 特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	49	615	—	665
	当中間連結会計期間	—	361	63	297	
	うち 特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	
	うち その他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 内訳項目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合は費用欄に、それぞれの純額を記載しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（末残）

当中間連結会計期間は、「国内」においては、特定取引資産は3兆5,143億円、特定取引負債は1兆5,597億円となりました。

「海外」においては、特定取引資産は1兆1,259億円、特定取引負債は9,715億円となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、特定取引資産は3兆6,801億円、特定取引負債は1兆5,711億円となりました。

（金額単位 百万円）

種 別	期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計	
特 定 取 引 資 産	前中間連結会計期間	1,935,204	2,209,001	772,892	3,371,314	
	当中間連結会計期間	3,514,320	1,125,994	960,161	3,680,152	
	うち 商 品 有 価 証 券	前中間連結会計期間	893,997	1,160,832	—	2,054,830
		当中間連結会計期間	2,594,218	183,312	—	2,777,530
	うち 商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	2,044	—	—	2,044
		当中間連結会計期間	126	—	—	126
	うち 特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	18,530	—	18,530
		当中間連結会計期間	—	40,917	—	40,917
	うち 特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	524	239	477	286
		当中間連結会計期間	694	161	323	532
	うち 特定金融派生商品	前中間連結会計期間	801,845	1,029,398	772,415	1,058,829
		当中間連結会計期間	699,172	901,602	959,837	640,937
	うち その他の特定取引資産	前中間連結会計期間	236,792	—	—	236,792
		当中間連結会計期間	220,107	—	—	220,107
特 定 取 引 負 債	前中間連結会計期間	1,038,308	1,824,092	772,892	2,089,509	
	当中間連結会計期間	1,559,742	971,553	960,161	1,571,134	
	うち 売 付 商 品 債 券	前中間連結会計期間	272,266	758,244	—	1,030,511
		当中間連結会計期間	905,854	59,241	—	965,095
	うち 商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	1,726	—	—	1,726
		当中間連結会計期間	33	—	—	33
	うち 特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	28,839	—	28,839
		当中間連結会計期間	—	20,008	—	20,008
	うち 特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	624	427	477	574
		当中間連結会計期間	166	180	323	23
	うち 特定金融派生商品	前中間連結会計期間	763,690	1,036,580	772,415	1,027,856
		当中間連結会計期間	653,688	892,122	959,837	585,972
	うち その他の特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
		当中間連結会計期間	—	—	—	—

（注）1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、みなし決済の結果生じる利益相当額及び損失相当額のうちの相殺適状額を記載しております。

(5) 国内・海外別債券残高の状況

○ 債券の種類別残高（末残）

（金額単位 百万円）

種 類		期 別	国 内	海 外	合 計
債 券	利付興業債券	前中間連結会計期間	13,907,444	—	13,907,444
		当中間連結会計期間	13,606,160	—	13,606,160
	割引興業債券	前中間連結会計期間	5,644,104	—	5,644,104
		当中間連結会計期間	5,531,933	—	5,531,933
	そ の 他	前中間連結会計期間	381,584	531,031	912,615
		当中間連結会計期間	380,280	594,334	974,614
	合 計	前中間連結会計期間	19,933,133	531,031	20,464,165
		当中間連結会計期間	19,518,374	594,334	20,112,708

- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 利付興業債券には、「利付興業債券（利子一括払）」を含んでおります。
3. その他には、外貨建興業債券及び劣後特約付債券を含んでおります。

(6) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

（金額単位 百万円）

種 類		期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計
預 金	定 期 性 預 金	前中間連結会計期間	619,016	1,573,781		2,192,798
		当中間連結会計期間	898,357	2,643,749	209,545	3,332,561
	流 動 性 預 金	前中間連結会計期間	1,440,752	147,269		1,588,021
		当中間連結会計期間	1,164,787	139,291	24	1,304,054
	そ の 他	前中間連結会計期間	1,349,814	107,743		1,457,557
		当中間連結会計期間	1,120,368	110,604	34,900	1,196,072
	合 計	前中間連結会計期間	3,409,583	1,828,794		5,238,377
		当中間連結会計期間	3,183,513	2,893,645	244,469	5,832,688
譲 渡 性 預 金		前中間連結会計期間	1,778,610	133,647		1,912,257
		当中間連結会計期間	1,136,130	205,356	—	1,341,486
総 合 計		前中間連結会計期間	5,188,193	1,962,442		7,150,635
		当中間連結会計期間	4,319,643	3,099,001	244,469	7,174,174

- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 定期性預金＝定期預金
流動性預金＝通知預金＋普通預金＋当座預金
3. 当中間連結会計期間より、相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

（金額単位 百万円）

業 種 別	平成11年 9 月 30 日		平成12年 9 月 30 日	
	貸出金残高	構 成 比	貸出金残高	構 成 比
国 内 (除く特別国際金融取引勘定分)	20,161,743	100.00 %	19,911,706	100.00 %
製 造 業	3,567,386	17.70	3,464,651	17.40
農 業	8,471	0.04	8,549	0.04
林 業	192	0.00	138	0.00
漁 業	45,235	0.23	39,644	0.20
鉱 業	54,663	0.27	47,234	0.24
建 設 業	583,636	2.90	515,084	2.59
電気・ガス・熱供給・水道業	1,589,229	7.88	1,513,483	7.60
運 輸 ・ 通 信 業	1,682,091	8.34	1,842,903	9.26
卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店	1,825,099	9.05	1,542,196	7.74
金 融 ・ 保 険 業	3,674,347	18.22	3,635,593	18.26
不 動 産 業	2,355,090	11.68	2,167,312	10.88
サ ー ビ ス 業	3,598,253	17.85	3,470,129	17.43
地 方 公 共 団 体	8,642	0.04	2,000	0.01
そ の 他	1,169,405	5.80	1,662,783	8.35
海外及び特別国際金融取引勘定分	2,846,475	100.00 %	2,944,050	100.00 %
政 府 等	47,369	1.67	107,155	3.64
金 融 機 関	153,253	5.38	71,872	2.44
そ の 他	2,645,852	92.95	2,765,023	93.92
合 計	23,008,218		22,855,757	

（注）「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

（金額単位 百万円）

期 別	国 別	外国政府等向け債権残高
平成11年 9 月 30 日	インドネシア共和国	34,727
	ブラジル連邦共和国	11,121
	アルゼンチン共和国	3,378
	ロシア連邦	1,196
	その他（4か国）	531
	合 計	50,955
	（資産の総額に対する割合）	（ 0.11 %）
平成12年 9 月 30 日	インドネシア共和国	42,592
	ブラジル連邦共和国	3,998
	ロシア連邦	362
	その他（4か国）	407
	合 計	47,360
	（資産の総額に対する割合）	（ 0.11 %）

（注）日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定の算出対象となる国の外国政府・金融機関・民間企業向け債権残高を記載しております。

(8) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

（金額単位 百万円）

種 類		期 別	国 内	海 外	合 計
有 価 証 券	国 債	前中間連結会計期間	3,343,944	—	3,343,944
		当中間連結会計期間	2,293,097	—	2,293,097
	地 方 債	前中間連結会計期間	99,523	—	99,523
		当中間連結会計期間	156,516	—	156,516
	社 債	前中間連結会計期間	326,157	—	326,157
		当中間連結会計期間	328,244	44,545	372,790
	株 式	前中間連結会計期間	3,016,432	—	3,016,432
		当中間連結会計期間	2,641,163	—	2,641,163
	その他の証券	前中間連結会計期間	1,422,490	513,538	1,936,028
		当中間連結会計期間	2,060,800	310,751	2,371,551
	合 計	前中間連結会計期間	8,208,549	513,538	8,722,087
		当中間連結会計期間	7,479,821	355,296	7,835,118

- （注） 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
2. その他の証券には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3. 貸付有価証券は、有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

(参 考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要（単体）

(金額単位 百万円)

区 分	平成11年中間期 (A)	平成12年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
業 務 粗 利 益	164,965	139,244	△ 25,721
経 費 (除 く 臨 時 処 理 分)	△ 72,506	△ 66,152	6,354
人 件 費	△ 32,015	△ 30,559	1,456
物 件 費	△ 37,626	△ 33,129	4,497
税 金	△ 2,864	△ 2,463	401
債 券 費	△ 2,753	—	2,753
業務純益（一般貸倒引当金純繰入前）	89,704	73,092	△ 16,612
一 般 貸 倒 引 当 金 純 繰 入 額	△ 1,102	2,018	3,120
業 務 純 益	88,602	75,110	△ 13,492
う ち 国 債 等 債 券 損 益	△ 40	△ 7,127	△ 7,087
臨 時 損 益	△ 31,766	7,815	39,581
株 式 等 損 益	125,941	44,456	△ 81,485
不 良 債 権 処 理 損	△ 154,911	△ 25,184	129,727
貸 出 金 償 却	△ 1,175	△ 15,862	△ 14,687
個別貸倒引当金純繰入額	△ 150,958	△ 1,002	149,956
共同債権買取機構売却損	—	—	—
債権売却損失引当金純繰入額	△ 1,507	△ 660	847
特定債務者支援引当金純繰入額	—	△ 8,400	△ 8,400
特定海外債権引当勘定純繰入額	265	1,277	1,012
そ の 他 の 債 権 売 却 損 等	△ 1,536	△ 535	1,001
そ の 他	△ 2,796	△ 11,456	△ 8,660
うち貸倒引当金純繰入額控除	—	△ 2,449	△ 2,449
経 常 利 益	56,835	82,925	26,090
特 別 損 益	1,546	△ 21,253	△ 22,799
う ち 動 産 不 動 産 処 分 損 益	1,536	580	△ 956
う ち 退 職 給 付 関 連 損 益	—	△ 3,676	△ 3,676
う ち 貸 倒 引 当 金 純 戻 入 額	—	2,449	2,449
税 引 前 中 間 利 益	58,381	61,672	3,291
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△ 43,314	△ 1,552	41,762
法 人 税 等 調 整 額	21,132	△ 22,118	△ 43,250
中 間 利 益	36,200	38,001	1,801

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費（除く臨時処理分）－債券費－一般貸倒引当金純繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び役職員に対する退職金支払額（経費の臨時処理分）等を加えたものであります。
5. 国債等債券損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却－投資損失引当金純繰入額（債券対応分）±金融派生商品損益（債券関連）
6. 株式等損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金純繰入額（株式等対応分）±金融派生商品損益（株式関連）

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

（単位 ％）

区 分	平成11年中間期 (A)	平成12年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
資 金 運 用 利 回 ①	2.57	2.47	△ 0.10
貸 出 金 利 回 ②	1.98	1.79	△ 0.19
有 価 証 券 利 回	1.46	1.12	△ 0.34
資 金 調 達 原 価 ③	2.36	2.28	△ 0.08
預 金 債 券 等 原 価 ④	1.62	1.41	△ 0.21
預 金 債 券 等 利 回 ⑤	1.21	1.02	△ 0.19
外 部 負 債 利 回	1.33	1.43	0.10
総 資 金 利 鞘 ①-③	0.21	0.19	△ 0.02
預 貸 金 利 鞘 ②-④	0.36	0.38	0.02
預 貸 金 利 回 差 ②-⑤	0.77	0.77	0.00

（注）1. 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。

2. 預金債券等には譲渡性預金を含んでおります。

3. 「外部負債」＝借入金＋売渡手形＋コマーシャル・ペーパー＋コールマネー

3. 自己資本利益率（単体）

（単位 ％）

区 分	平成11年中間期 (A)	平成12年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
業務純益（一般貸倒引当金純繰入前）ベース	13.6	10.7	△ 2.9
業務純益ベース	13.5	11.0	△ 2.5
当期利益ベース	5.4	5.5	0.1

（中間利益等－優先株式配当金総額）÷ 183 × 365

（注）自己資本利益率＝ $\frac{\{(期首株主資本－期首発行済優先株式数 \times 発行価額) + (期末株主資本－期末発行済優先株式数 \times 発行価額)\}}{2} \times 100$

4. 債券・預金・貸出金の状況（単体）

(1) 債券・預金・貸出金の残高（単体）

（金額単位 百万円）

区 分	平成11年中間期 (A)	平成12年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
債 券 (末 残)	19,933,133	19,538,815	△ 394,318
債 券 (平 残)	19,793,683	19,950,127	156,443
預 金 (末 残)	5,278,138	5,518,061	239,923
預 金 (平 残)	5,576,960	5,319,594	△ 257,366
貸 出 金 (末 残)	22,421,773	22,297,152	△ 124,620
貸 出 金 (平 残)	22,506,969	21,942,776	△ 564,193

(2) 個人・法人別預金残高（国内）（単体）

（金額単位 百万円）

区 分	平成11年中間期 (A)	平成12年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
個 人	131,729	134,839	3,110
一 般 法 人	2,248,349	1,908,238	△ 340,111
金 融 機 関 ・ 政 府 公 金	787,729	754,395	△ 33,334
合 計	3,167,809	2,797,473	△ 370,336

（注）海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

(3) 消費者ローン残高（単体）

（金額単位 百万円）

区 分	平成11年中間期 (A)	平成12年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
消 費 者 ロ ー ン 残 高	361,739	342,565	△ 19,174
住 宅 ロ ー ン 残 高	358,320	339,818	△ 18,502
うち 居住用住宅ローン残高	305,691	294,393	△ 11,298
そ の 他 ロ ー ン 残 高	3,418	2,746	△ 672

(4) 中小企業等貸出（単体）

（金額単位 百万円）

区 分	平成11年中間期 (A)	平成12年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
中 小 企 業 等 貸 出 比 率	40.9 %	41.1 %	0.2 %
中 小 企 業 等 貸 出 残 高	8,259,019	8,189,858	△ 69,161

（注）1. 貸出残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 平成11年中間期における「中小企業等」とは、資本金1億円（ただし、卸売業は3千万円、小売業、飲食店、サービス業は1千万円）以下の会社または常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業、飲食店、サービス業は50人）以下の会社及び個人であります。

ただし、平成11年12月3日に「中小企業基本法等の一部を改正する法律（平成11年法律第146号）」が公布・施行されたことに伴い、平成12年中間期における「中小企業等」は、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5千万円）以下の会社または常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業、飲食店は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

3. 平成11年中間期は部分直接償却実施前、平成12年中間期は部分直接償却実施後の計数であります。なお、部分直接償却実施前による平成12年中間期における中小企業等貸出比率は42.0%、同貸出残高は8,592,753百万円であります。

(参 考)

自己資本比率は、長期信用銀行法第17条前段において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第56号。以下「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

（金額単位 百万円）

項 目		平成11年9月30日	平成12年9月30日
基本的項目	資 本 金	673,593	673,605
	うち非累積的永久優先株	175,000	175,000
	新株式払込金	—	—
	資 本 準 備 金	570,132	570,132
	連 結 剰 余 金	258,946	280,894
	連結子会社の少数株主持分	301,535	286,037
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券（※）	297,128	281,500
	その他有価証券の評価差損（△）		—
	為 替 換 算 調 整 勘 定	—	△ 57,590
	営 業 権 相 当 額 （ △ ）	—	—
	連結調整勘定相当額（△）	—	—
	計（A）	1,804,207	1,753,078
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）		105,500
	有価証券含み益の45%相当額	—	—
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%		—
	再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	76,380	73,138
	一 般 貸 倒 引 当 金	189,248	137,453
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	1,249,795	1,317,532
	うち永久劣後債務（注2）		619,717
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）		697,815
準補完的項目	計	1,515,424	1,528,125
	うち自己資本への算入額（B）	1,515,424	1,528,125
	短期劣後債務	—	—
控除項目	うち自己資本への算入額（C）	—	—
	金融子会社で連結の範囲に含まれないものに対する投資相当額（D）	3,078	—
自 己 資 本	（A）＋（B）＋（C）－（D）（E）	3,316,553	3,281,203
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産 （ オ ン ・ バ ラ ン ス ） 項 目	25,006,120	24,981,045
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	2,572,309	2,170,476
	信用リスク・アセットの額（F）	27,578,429	27,151,522
	マーケット・リスク相当額に係る額（（H）／8％）（G）	260,554	340,435
	（参考）マーケット・リスク相当額（H）	20,844	27,234
	計（（F）＋（G））（I）	27,838,984	27,491,958
連結自己資本比率（国際統一基準）＝E／I×100		11.91 %	11.93 %

（注）1. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）であります。

2. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

（2）一定の場合を除き、償還されないものであること

（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（4）利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

(※) 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	IBJ Preferred Capital Company L. L. C.	IBJ Preferred Capital (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成 20 年 6 月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成 21 年 6 月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初 10 年間は固定配当（ただし、平成 20 年 6 月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	変動配当（ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	6 月及び 12 月の最終営業日	6 月及び 12 月の最終営業日
発行総額	10 億米ドル	1,760 億円
払込日	平成 10 年 2 月 23 日	平成 11 年 3 月 15 日
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止される（停止された配当は累積しない）。 ①連結自己資本比率または Tier1 比率が最低水準を下回った場合（当行が配当を行った場合を除き、配当停止は当行の裁量） ②当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的会社更生計画の認可がなされた場合 ③当行優先株式（注 1）への配当が停止された場合 ④当行普通株式への配当が停止され、且つ当行が本優先出資証券への配当停止を決め場合	以下のいずれかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止される（停止された配当は累積しない）。 ①損失補填事由（注 2）が発生した場合 ②当行優先株式（注 1）への配当が停止された場合 ③当行の配当可能利益が、当行優先株式（注 1）及び IBJ Preferred Capital (Cayman) Limited が発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合。 ④当行普通株式への配当が停止され、且つ当行が本優先出資証券（注 3）への配当停止を決めた場合
配当可能利益制限	定めなし	本優先出資証券への配当額は、当行の配当可能利益及び予想配当可能利益から、当行優先株式（注 1）及び IBJ Preferred Capital (Cayman) Limited が発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内でなければならない（注 4）。
配当制限	定めなし	当行優先株式（注 1）への配当が減額された場合には本優先出資証券（注 3）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式（注 1）と同順位	当行優先株式（注 1）と同順位

(注) 1. 当行優先株式

自己資本比率規制上の Tier1 と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

2. 損失補填事由

当行につき、以下の事由が発生すること。ただし①の場合は、配当停止は当行の裁量。①当行に対する破産宣告がなされ、または会社更生手続等が開始された場合、②監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合、③自己資本比率または Tier1 比率が最低水準を下回った場合、④債務不履行、⑤債務超過。

3. 本優先出資証券

IBJ Preferred Capital (Cayman) Limited が今後あらたに優先出資証券を発行する場合は、当該優先出資証券を含む。

4. 配当可能利益制限における「残余額の範囲」

当該現会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前会計年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、翌会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現会計年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現会計年度における本優先出資証券への配当は、現会計年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

なお、IBJ Preferred Capital (Cayman) Limited 以外の当行連結子会社が、今後本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券（パリティ証券）を発行した場合は、本優先出資証券と、パリティ証券の配当予定額の合計が上記残余額の範囲内でなければならない。

単体自己資本比率（国際統一基準）

（金額単位 百万円）

項 目		平成11年9月30日	平成12年9月30日
基 本 的 項 目	資 本 金	673,593	673,605
	うち非累積的永久優先株	175,000	175,000
	新株式払込金	—	—
	資本準備金	570,132	570,132
	利益準備金	84,387	91,354
	任意積立金	163,791	183,800
	中間未処分利益	50,217	52,599
	その他	297,128	280,287
	その他有価証券の評価差損（△）		—
	営業権相当額（△）	—	—
	計 (A)	1,839,249	1,851,778
補 完 的 項 目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）		105,500
	有価証券含み益の45%相当額	—	—
	その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%		—
	再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	76,380	73,138
	一般貸倒引当金	173,936	123,641
	負債性資本調達手段等	1,248,100	1,318,808
	うち永久劣後債務（注2）		620,075
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）		698,733
準補完的項目	計	1,498,417	1,515,588
	うち自己資本への算入額 (B)	1,498,417	1,515,588
控 除 項 目	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
自 己 資 本	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 (D)	—	—
	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	3,337,667	3,367,367
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産 （ オ ン ・ バ ラ ン ス ） 項 目	24,412,190	24,629,273
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	2,953,980	2,521,252
	信用リスク・アセットの額 (F)	27,366,170	27,150,526
	マーケット・リスク相当額に係る額（(H) / 8%） (G)	111,430	86,155
	（参考）マーケット・リスク相当額 (H)	8,914	6,892
	計（(F) + (G)） (I)	27,477,600	27,236,682
単体自己資本比率（国際統一基準） = E / I × 100		12.14 %	12.36 %

- （注） 1. 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）であります。
2. 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

(参 考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定、及び使用貸借または貸貸借契約による貸付有価証券について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

(金額単位 億円)

債 権 の 区 分	平成11年9月30日	平成12年9月30日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,267	3,372
危 険 債 権	10,738	2,686
要 管 理 債 権	4,461	8,103
正 常 債 権	240,724	249,693

(注) 平成11年9月30日の破産更生債権及びこれらに準ずる債権は、取立不能見込額4,158億円を控除した場合1,108億円となります。なお、取立不能見込額とは、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額であります。

2. 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3. 対処すべき課題

経済がますますグローバル化し、金融ビッグバンが本格的に進展するなかで、金融技術・情報通信技術の著しい発展等の環境変化も加わり、我が国の金融機関経営は新たな時代に入ろうとしております。こうしたなかで、我が国金融機関がボーダーレス化する厳しい競争に勝ち残り、国際的にも一流プレーヤーとしての地位を確立するためには、金融ニーズに高い次元で的確、迅速に応える「顧客対応力」と、強固な財務体質に支えられた「信用力」の二つの要素を兼ね備える必要があります。

その実現のために、みずほフィナンシャルグループでは、お客さまへの最高のサービス提供を追求すべく「CS（お客さま満足度）向上」、事業戦略を支えるインフラ整備や戦略的事業に対するシステムサポートを推進する「IT戦略」、充実した海外ネットワークを活かし、最も信頼されるグローバルパートナーとして、アレンジャー業務、M&A等のアドバイザリー業務、CMS等の多彩なサービスを国内外の企業に提供する「グローバル戦略」、お客さまのニーズに即応できる利便性の高いチャネルネットワークの構築・拡充を図る「チャネル戦略」、債権流動化業務、ローンシンジケーション業務を積極展開し、ストック型からフロー型ビジネスモデルへの展開を図ることにより、資産効率の向上に取り組むべく「資産流動化・シンジケーション業務」を当面の主要な重点課題として推進してまいります。

また、みずほベンチャーファンド、確定拠出年金サービス株式会社、株式会社エムタウン、資産管理サービス信託銀行株式会社、不動産ファンドなどの戦略プロジェクトを積極的に展開してまいります。

当行といたしましても、みずほフィナンシャルグループの「経営の健全化のための計画」の達成に向け、中核会社の1社としてこれら諸施策を着実に実行し、確固たる収益基盤を確立すべく鋭意努力してまいり所存でございます。また、経営効率の向上と事業分野、機能面における特色・強みの結合を推進することにより、みずほフィナンシャルグループが、我が国を代表する総合金融グループとして日本の金融業界・経済社会の発展に寄与し、世界の一流金融機関としてグローバルトップ5となることを目指してまいります。さらに、金融サービスの提供にあたっては、お客さま・お取引先との「心のふれあい」を大切に、常にお客さま本意の経営姿勢を徹底してまいります。

4. 経営上の重要な契約等

株式会社みずほホールディングスとの間で、同社が当行に対して行う経営管理に関して、平成12年9月29日付で「グループ経営管理契約」を、また、「みずほブランド」の使用並びに育成強化に関して、同日付で「ブランドマネジメント契約」を、それぞれ締結いたしております。

5. 研究開発活動

該当ありません。

第3 設備の状況

1. 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2. 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況

(1) 株式の総数等

種 類	会社が発行する株式の総数	摘 要
普 通 株 式	6,000,000,000 株	※
優 先 株 式	600,000,000	※
計	6,600,000,000	

※ 当行の発行する株式の総数は、66億株とし、このうち60億株は普通株式、2億株は第一種優先株式（定款の規定により償還されうる優先株式）、4億株は第二種優先株式（定款の規定により普通株式に転換される優先株式）とする。ただし、株式の消却が行われた場合又は第二種優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種 類	発 行 数		上場証券取引所名又は登録証券業協会名	摘 要
			中間会計期間末現在 (平成12年9月30日)	提 出 日 現 在 (平成12年12月25日)		
発 行 済 株 式	記名式額面株式 (券面額50円)	普通株式	株 2,639,579,392	同 左		議決権あり
	記名式無額面株式	第一回第二種優先株式	140,000,000	同 左		(注) 2
		第二回第二種優先株式	140,000,000	同 左		(注) 3
	計		2,919,579,392	同 左		

(注) 1. 当行は、平成12年9月22日に東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場を廃止しました。

2. 第一回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先利益配当金

① 優先利益配当金

毎年決算日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年17円50銭の優先利益配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先利益配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先利益配当金を超えて配当は行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき8円75銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,250円を支払う。本優先株主に対しては、上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額

当初転換価額は平成15年9月1日の時価に1.025を乗じ、その結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。ただし、計算の結果当初転換価額が331円を下回る場合は、当初転換価額は331円（以下「下限転換価額」という。）とする。「平成15年9月1日の時価」とは平成15年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成16年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

調整後転換価額＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（新規発行普通株式数×1株当たり払込金額）／1株当たり時価）／（既発行普通株式数＋新規発行普通株式数）

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数＝（本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額）／転換価額

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成21年9月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、本優先株式1株の払込金相当額（1,250円）を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この場合当該平均値が普通株式の額面金額又は331円のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

(5) 議決権条項

本優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合又は分割を行わない。本優先株主に対し、新株の引受権又は転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(7) 消却

当行は、いつでも本優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

3. 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先利益配当金

① 優先利益配当金

毎年決算日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年5円38銭の優先利益配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先利益配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先利益配当金を超えて配当は行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2円69銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,250円を支払う。本優先株主に対しては、上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 当初転換価額は565円とする。

③ 転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合は、修正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

調整後転換価額＝調整前転換価額×(既発行普通株式数+ (新規発行普通株式数×1株当たり払込金額) / 1株当たり時価) / (既発行普通株式数+ 新規発行普通株式数)

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

⑤ 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数＝(本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額) / 転換価額

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成21年9月1日(以下「一斉転換日」という。)をもって、本優先株式1株の払込金相当額(1,250円)を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この場合当該平均値が普通株式の額面金額又は331円のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

(5) 議決権条項

本優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合又は分割を行わない。本優先株主に対し、新株の引受権又は転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(7) 消却

当行は、いつでも本優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(2) 発行済株式総数、資本金等の状況

年 月 日	発行済株式総数		資 本 金		資 本 準 備 金		摘 要
	増減数	残 高	増減額	残 高	増減額	残 高	
平成12年9月30日	千株 —	千株 2,919,579	千円 —	千円 673,605,279	千円 —	千円 570,132,176	

(3) 大株主の状況

① 普通株式

平成12年9月30日現在

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内1-6-1	2,639,579 千株	100.00 %
計		2,639,579	100.00

② 第一回第二種優先株式

平成12年9月30日現在

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内1-6-1	140,000 千株	100.00 %
計		140,000	100.00

③ 第二回第二種優先株式

平成12年9月30日現在

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内1-6-1	140,000 千株	100.00 %
計		140,000	100.00

(注) 平成12年9月29日の株式移転により、当行の主要株主について、以下のような異動がありました。

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

株式会社みずほホールディングス及び株式会社整理回収機構

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

① 株式会社みずほホールディングス

異動前 0株 (0.00%)

異動後 2,919,579,392株 (100.00%)

② 株式会社整理回収機構

異動前 280,000,000株 (9.59%)

異動後 0株 (0.00%)

(3) 当該異動の年月日

平成12年9月29日

(参 考)

当行の株主は、平成12年9月29日の株式移転により、完全親会社である株式会社みずほホールディングス1名となりました。株式移転前の平成12年9月27日現在の大株主の状況は以下のとおりであります。

① 普通株式

平成12年9月27日現在

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	197,122千株	7.46%
明治生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	94,671	3.58
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋3-5-12	78,945	2.99
中央三井信託銀行株式会社	東京都中央区京橋1-7-1	65,410	2.47
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	59,196	2.24
第一勧業富士信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-6-2	56,171	2.12
三菱信託銀行株式会社	東京都千代田区永田町2-11-1	44,698	1.69
日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2	38,597	1.46
新日本製鐵株式会社	東京都千代田区大手町2-6-3	37,277	1.41
ストリートバンク・アンド・トラスト・カンパニー (常任代理人株式会社富士銀行)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	33,801	1.28
計		705,890	26.74

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務を営む銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

中央三井信託銀行株式会社	60,773千株
住友信託銀行株式会社	59,195千株
第一勧業富士信託銀行株式会社	56,171千株
三菱信託銀行株式会社	42,636千株

2. 第一勧業富士信託銀行株式会社は、平成12年10月1日にみずほ信託銀行株式会社となっております。

② 第一回第二種優先株式

平成12年9月27日現在

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2-46-1	140,000千株	100.00%
計		140,000	100.00

③ 第二回第二種優先株式

平成12年9月27日現在

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2-46-1	140,000千株	100.00%
計		140,000	100.00

(4) 議決権の状況

平成12年9月30日現在

発行済株式	議決権のない株式数	議決権のある株式数		単位未満株式数	摘 要
		自己株式等	そ の 他		
	株 280,000,000	株 —	株 2,639,579,000	株 392	

自己株式等	所有者の氏名又は名称等		所 有 株 式 数			発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合	摘 要
	氏名又は名称	住 所	自己名義	他人名義	計		
	—	—	株 —	株 —	株 —	% —	

(参 考)

当行の株主は、平成12年9月29日の株式移転により、完全親会社である株式会社みずほホールディングス1名となりました。株式移転前の平成12年9月27日現在の議決権の状況は以下のとおりであります。

平成12年9月27日現在

発行済株式	議決権のない株式数	議決権のある株式数		単位未満株式数	摘 要
		自己株式等	そ の 他		
	株 280,000,000	株 33,000	株 2,635,231,000	株 4,315,392	※

(注) 上記の「議決権のある株式数」の「その他」及び「単位未満株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ132,000株及び4,304株含まれております。

※ 「単位未満株式数」の欄には、当行所有の自己株式565株が含まれております。

自己株式等	所有者の氏名又は名称等		所 有 株 式 数			発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合	摘 要
	氏名又は名称	住 所	自己名義	他人名義	計		
	株 式 会 社 日本興業銀行	東京都千代田区丸の内 一丁目3番3号	株 33,000	株 —	株 33,000	% 0.00	※

※ このほか、株主名簿上は当行名義となっているものの、実質的に所有していない株式が4,000株あり、当該株式は上記発行済株式の「議決権のある株式数」欄の「その他」に含まれております。

2. 株価の推移

① 普通株式

当該中間会計期間に おける月別最高・ 最低株価	月 別	平成12年4月	5月	6月	7月	8月	9月
	最 高	1,073 円	917	860	804	866	878
	最 低	889 円	781	720	663	712	714

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成12年9月の月別最高・最低株価は、平成12年9月1日から当行株式の取引最終日である平成12年9月21日までの株価について記載しております。

② 第一回第二種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されておりません。

③ 第二回第二種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されておりません。

3. 役員の状況

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

役名及び職名	氏名	退任年月日
取締役副頭取 (代表取締役)	奥本洋三	平成12年9月29日
常務取締役	齋藤宏	平成12年9月29日
常務取締役	兼坂光則	平成12年9月29日
常務取締役	久保慎二	平成12年9月29日
常任監査役	永井秀哉	平成12年9月29日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 〔東京営業部長兼 東京営業第三部長〕	常務取締役 (東京営業部長)	岡本 昂	平成12年6月30日
常務取締役 〔インベストメントバンキングユニット長 兼プライベートエクイティ部長〕	常務取締役 (インベストメントバンキングユニット長)	安岡 雅之	平成12年6月30日
常務取締役 (管理部長)	常務取締役	上西 郁夫	平成12年7月25日
常務取締役 (東京営業部長)	常務取締役 〔東京営業部長兼 東京営業第三部長〕	岡本 昂	平成12年8月1日
常務取締役 (インベストメントバンキングユニット長)	常務取締役 〔インベストメントバンキングユニット長 兼プライベートエクイティ部長〕	安岡 雅之	平成12年8月1日
常務取締役	常務取締役 (管理部長)	上西 郁夫	平成12年9月29日
常務取締役 (e-ビジネス推進企画部長)	常務取締役	鈴木 孝夫	平成12年9月29日

第5 経理の状況

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第13号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成11年4月1日 至平成11年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成12年4月1日 至平成12年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第13号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成11年4月1日 至平成11年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間（自平成12年4月1日 至平成12年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前中間会計期間の中間財務諸表は、中央監査法人の監査証明を受け、また、当中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び当中間会計期間の中間財務諸表は、中央青山監査法人の監査証明を受けております。
なお、中央監査法人は、平成12年4月1日、青山監査法人と合併し、名称を中央青山監査法人と変更しております。その中間監査報告書は、中間連結財務諸表及び中間財務諸表のそれぞれの直前に掲げております。

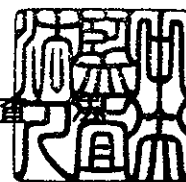
中間監査報告書

平成11年12月20日

株式会社日本興業銀行

取締役頭取 西村正雄 殿

中央監査



代表社員
関与社員 公認会計士

村山 徳子



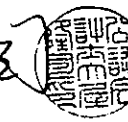
代表社員
関与社員 公認会計士

松原 章隆



代表社員
関与社員 公認会計士

大庭 隆子



東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル

当法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本興業銀行の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、中間連結キャッシュ・フロー計算書を除き前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社日本興業銀行及び連結子会社の平成11年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中 間 監 査 報 告 書

平成12年12月19日

株式会社日本興業銀行

取締役頭取 西村正雄 殿

中央青山監査法人



代表社員
関与社員 公認会計士

大庭 隆 三



代表社員
関与社員 公認会計士

山手 章



代表社員
関与社員 公認会計士

村 秀 市 郎



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本興業銀行の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社日本興業銀行及び連結子会社の平成12年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注）中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間より、退職給付に係る会計基準及び金融商品に係る会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

以 上

1. 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

① 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(金額単位 百万円)

連結会計期間別 科 目	前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成12年3月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貸出金※1,2,3,4,5,6	23,008,218	50.36	22,855,757	53.35	22,779,689	53.64
有価証券※6,7,8	227,763	0.50	236,517	0.55	254,281	0.60
信託資産※6,8	8,722,087	19.09	7,835,118	18.29	7,580,782	17.85
預け金	58,505	0.13	8,004	0.02	10,123	0.02
引当金	3,371,314	7.38	3,680,152	8.59	3,926,059	9.25
買入金	57,646	0.13	34,853	0.08	31,439	0.07
コールローン及び買入手形※6	2,638,835	5.77	1,314,611	3.07	2,004,913	4.72
現金	658,589	1.44	766,879	1.79	652,704	1.54
その他の資産※6,8,9,14	4,960,710	10.86	4,803,631	11.21	4,423,709	10.42
債券	297,756	0.65	281,617	0.66	285,835	0.67
繰延税金資産	10,719	0.02	8,965	0.02	9,625	0.02
繰延税金負債	423,912	0.93	345,184	0.81	366,900	0.86
支払引当金	1,252,726	2.74	987,784	2.31	1,060,417	2.50
支貸倒引当金	—	—	△ 319,801	△ 0.75	△ 920,029	△ 2.16
資産の部合計	45,688,786	100.00	42,839,278	100.00	42,466,450	100.00

(負債、少数株主持分及び資本の部)

(金額単位 百万円)

連結会計期間別 科 目	前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成12年3月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
債券※12	20,464,165	44.79	20,112,708	46.95	20,471,200	48.21
預金※6	5,238,377	11.46	5,832,688	13.61	5,251,506	12.37
渡性預金	1,912,257	4.18	1,341,486	3.13	1,384,995	3.26
借入金※6,13	1,227,437	2.69	902,586	2.11	946,969	2.23
特定取引負債※6	2,089,509	4.57	1,571,134	3.67	1,361,118	3.20
コマーシャル・ペーパー	122,000	0.27	170,000	0.40	164,000	0.39
コールマネー及び売渡手形※6	4,608,199	10.09	3,414,479	7.97	3,726,195	8.77
外国為替	55,463	0.12	13,350	0.03	59,412	0.14
その他の負債※6	5,395,375	11.81	6,258,984	14.61	5,779,352	13.61
貸倒引当金	1,230,247	2.69	—	—	—	—
退職給付引当金	52,907	0.12	—	—	50,578	0.12
退職給付引当金	—	—	51,203	0.12	—	—
債権売却損失引当金	46,425	0.10	45,466	0.11	47,506	0.11
特定債務者支援引当金	—	—	175,598	0.41	167,198	0.39
偶発損失引当金	—	—	14,214	0.03	13,938	0.03
特別法上の引当金	27	0.00	70	0.00	47	0.00
繰延税金負債	8,884	0.02	7,927	0.02	8,997	0.02
再評価に係る繰延税金負債※10	71,373	0.16	62,541	0.14	63,484	0.15
支払引当金	1,252,726	2.74	987,784	2.31	1,060,417	2.50
負債の部合計	43,775,378	95.81	40,962,225	95.62	40,556,917	95.50
少数株主持分	301,535	0.66	286,037	0.67	282,116	0.67
資本準備金	673,605	1.47	673,605	1.57	673,605	1.59
資本準備金※10	570,132	1.25	570,132	1.33	570,132	1.34
再評価差額金	98,360	0.22	99,988	0.23	99,212	0.23
連結剰余金	269,786	0.59	304,879	0.71	284,475	0.67
為替換算調整勘定	—	—	△ 57,590	△ 0.13	—	—
自己株式	1,611,884	3.53	1,591,014	3.71	1,627,425	3.83
資本の部合計	△ 11	△ 0.00	—	—	△ 8	△ 0.00
負債、少数株主持分及び資本の部合計	45,688,786	100.00	42,839,278	100.00	42,466,450	100.00

② 中間連結損益計算書

(金額単位 百万円)

連結会計期間別 科 目	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕		当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕		前連結会計年度 要約連結損益計算書 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
経 常 収 益	1,710,790	%	925,516	%	2,983,986	%
資金運用収益	787,655	100.00	700,607	100.00	1,519,988	100.00
(うち貸出金利息)	(287,139)		(283,864)		(565,526)	
(うち有価証券利息配当金)	(104,462)		(105,692)		(185,632)	
役務取引等収益	46,136		43,289		89,568	
特定取引収益	26,159		21,910		51,802	
その他業務収益	685,514		51,830		1,011,984	
その他経常収益	165,323		107,877		310,642	
経 常 費 用	1,641,367	95.94	836,439	90.38	2,828,405	94.79
資金調達費用	660,480		597,661		1,272,875	
(うち債券利息)	(140,093)		(116,832)		(267,992)	
(うち債券発行差金償却)	(11,871)		(6,808)		(20,224)	
(うち預金利息)	(65,009)		(78,186)		(131,104)	
役務取引等費用	8,463		9,215		16,462	
特定取引費用	665		297		171	
その他業務費用	684,698		49,079		1,015,512	
営業経費	101,152		91,864		192,237	
その他経常費用※1	185,907		88,320		331,147	
経 常 利 益	69,422	4.06	89,077	9.62	155,581	5.21
特 別 利 益	14,776	0.86	5,573	0.60	15,676	0.53
特 別 損 失※2	1,327	0.08	28,625	3.09	4,194	0.14
税金等調整前中間(当期)純利益	82,872	4.84	66,025	7.13	167,063	5.60
法人税、住民税及び事業税	47,415	2.77	4,995	0.54	45,553	1.53
法人税等調整額	△ 18,781	△ 1.09	21,701	2.35	37,970	1.27
少数株主利益	6,966	0.40	8,187	0.88	12,785	0.43
中間(当期)純利益	47,271	2.76	31,141	3.36	70,754	2.37

③ 中間連結剰余金計算書

(金額単位 百万円)

連結会計期間別 科 目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 連結剰余金計算書
	〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	金 額	金 額	金 額
連結剰余金期首残高	218,694	284,475	218,694
連結剰余金増加高	13,067	102	15,115
持分法適用会社の減少 に伴う剰余金増加高	12,079	—	12,079
再評価差額金取崩額	988	102	3,035
連結剰余金減少高	9,248	10,840	20,088
配 当 金	9,248	10,840	20,088
中間（当期）純利益	47,271	31,141	70,754
連結剰余金中間期末(期末)残高	269,786	304,879	284,475

連結会計期間別 科 目	前中間連結会計期間 〔自 平成11年 4 月 1 日〕 〔至 平成11年 9 月 30 日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年 4 月 1 日〕 〔至 平成12年 9 月 30 日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年 4 月 1 日〕 〔至 平成12年 3 月 31 日〕
	金 額	金 額	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益	82,872	66,025	167,063
減価償却費	3,426	3,286	8,303
持分法による投資損益(△)	△ 2,935	△ 1,126	△ 2,111
貸倒引当金繰入額	153,946	—	—
貸倒引当金の増加額	—	△ 230,826	△ 129,763
債権売却損失引当金繰入額	1,507	—	—
債権売却損失引当金の増加額	—	△ 2,040	△ 637
偶発損失引当金の増加額	—	276	13,938
特定債務者支援引当金の増加額	—	8,400	167,198
退職給与引当金繰入額	50	—	—
退職給与引当金の増加額	—	△ 50,578	△ 2,509
退職給付引当金の増加額	—	51,203	—
資金運用収益	△ 787,655	△ 700,607	△ 1,519,988
資金調達費用	660,480	597,661	1,272,875
有価証券関係損益(△)	△ 128,506	△ 51,225	△ 203,318
金銭の信託の運用損益(△)	△ 3,780	△ 96	△ 5,027
為替差損益(△)	249,281	30,912	58,666
動産不動産処分損益(△)	△ 13,303	△ 322	△ 11,110
退職給付信託設定関係損益(△)	—	2,876	—
特定取引資産の純増(△)減	357,691	214,550	△ 546,688
特定取引負債の純増減(△)	△ 765,441	246,538	△ 1,216,057
貸出金の純増(△)減	350,044	△ 431,815	68,680
預金の純増減(△)	△ 965,686	605,351	259,566
譲渡性預金の純増減(△)	—	△ 44,811	△ 1,143,422
債券(劣後特約付債券を除く)の純増減(△)	△ 6,322	△ 394,586	13,287
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	—	△ 47,225	△ 335,367
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増(△)減	62,664	△ 143,238	△ 15,821
譲渡性預け金の純増(△)減	—	△ 125,066	648
コールローン等の純増(△)減	149,217	698,569	305,707
債券借入取引担保金の純増(△)減	△ 955,866	△ 211,705	△ 125,523
コールマネー等の純増減(△)	△ 410,064	△ 327,625	△ 619,664
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)	—	6,000	134,000
債券貸付取引担保金の純増減(△)	△ 213,250	420,236	204,454
外国為替(資産)の純増(△)減	62,822	17,372	9,586
外国為替(負債)の純増減(△)	32,064	△ 45,975	37,690
資金運用による収入	797,087	692,208	1,555,932
資金調達による支出	△ 653,601	△ 623,685	△ 1,324,708
その他	1,888,019	△ 251,594	1,701,203
小計	△ 55,239	△ 22,687	△ 1,222,918
法人税等の支払額	△ 31,992	△ 7,332	△ 21,192
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 87,232	△ 30,019	△ 1,244,111
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△ 10,664,948	△ 11,921,488	△ 19,265,494
有価証券の売却による収入	10,553,889	10,156,326	20,248,077
有価証券の償還による収入	130,027	1,653,929	211,138
金銭の信託の増加による支出	△ 504,496	△ 504,990	△ 1,038,067
金銭の信託の減少による収入	505,218	507,203	1,092,161
動産不動産の取得による支出	△ 11,942	△ 10,672	△ 21,495
動産不動産の売却による収入	4,973	4,230	12,504
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,721	△ 115,461	1,238,825
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入	—	26,000	—
劣後特約付借入金の返済による支出	△ 2,000	△ 29,000	△ 22,500
劣後特約付債券の発行による収入	7,900	27,040	78,992
劣後特約付債券の償還による支出	—	—	△ 8,358
配当金支払額	△ 9,248	△ 10,840	△ 20,088
少数株主への配当金支払額	△ 6,703	△ 7,304	△ 12,859
その他	—	—	△ 6
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,051	5,895	15,179

(金額単位 百万円)

連結会計期間別 科目	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	金額	金額	金額
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1,093	△ 89	△ 3,111
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 85,656	△ 139,675	6,781
VI 現金及び現金同等物の期首残高	290,232	297,013	290,232
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	204,575	157,337	297,013

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 66社 主要な会社名 興銀証券株式会社、興銀信託銀行株式会社、The Industrial Bank of Japan Trust Company、IBJ Whitehall Bank and Trust Company、Aubrey G. Lanston & Co. Inc.、IBJ International plc なお、IBJ Asia Securities Limitedは、設立により当中間連結会計期間から連結しております。 また、ケー・ジ・サービス株式会社及びIBJ International (Guernsey) Limitedは清算により当中間会計期間から連結の範囲より除外しております。 (2) 非連結子会社 4社 主要な会社名 興銀リアル・エセットマネジメント株式会社、日本興業投信株式会社 上記の非連結子会社は、株主の異動により当中間連結会計期間に子会社となりましたが、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関に対する支配が一時的であるため、連結の範囲から除外しております。 なお、IBJ CM Cayman Limited、IBJ NW Cayman I Limited、IBJ NW Cayman II Limited及びIBJ NW Cayman III Limitedの4社は、議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、実質的に支配していないことから、子会社としておりません。	(1) 連結子会社 60社 主要な会社名 興銀証券株式会社、興銀信託銀行株式会社、The Industrial Bank of Japan Trust Company、IBJ Whitehall Bank and Trust Company、Aubrey G. Lanston & Co. Inc.、IBJ International plc なお、IBJ (Jersey) Limited 他2社は、清算等により当中間連結会計期間から連結の範囲より除外しております。 (2) 非連結子会社 0社	(1) 連結子会社 63社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 また、IBJ Asia Securities Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。 なお、IBJ Merchant Bank (Singapore) Limited 他4社は、清算等により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。 (2) 非連結子会社 0社
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 4社 主要な会社名 興銀リアル・エセットマネジメント株式会社、日本興業投信株式会社 (2) 持分法適用の関連会社 14社 主要な会社名 野村興銀インベストメント・サービス株式会社、IBJ Nomura Financial Products Holding plc なお、リアル・エセットマネジメント株式会社他3社は、設立等により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。 また、常和興産株式会社他3社は、株主の異動等により当中間連結会計期間から持分法適用の関連会社より除外しております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社 (4) 持分法非適用の関連会社 6社 持分法非適用の関連会社の中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見	(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 23社 主要な会社名 新光証券株式会社、野村興銀インベストメント・サービス株式会社、IBJ Nomura Financial Products Holding plc なお、新光証券株式会社他4社は、第三者割当増資の引受等により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社 (4) 持分法非適用の関連会社 6社 持分法非適用の関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見	(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 18社 主要な会社名 野村興銀インベストメント・サービス株式会社、IBJ Nomura Financial Products Holding plc また、リアル・エセットマネジメント株式会社他6社は、設立等により当連結会計年度から持分法を適用しております。 なお、常和興産株式会社他2社は、株主の異動等により当連結会計年度から持分法適用の関連会社より除外しております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社 (4) 持分法非適用の関連会社 6社 持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	う額)のそれぞれの合計額は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため持分法を適用しておりません。	合う額)からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	合う額)からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 4月末日 2社 5月末日 2社 6月末日 44社 7月末日 1社 8月末日 1社 9月末日 16社 (2) 4月末日及び5月末日を中間決算日とする4社については、平成11年6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 4月末日 1社 5月末日 2社 6月末日 39社 7月末日 1社 8月末日 1社 9月末日 16社 (2) 4月末日及び5月末日を中間決算日とする3社については、平成12年6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 10月末日 1社 11月末日 2社 12月末日 42社 1月末日 1社 2月末日 1社 3月末日 16社 (2) 10月末日及び11月末日を決算日とする3社については、平成11年12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 親会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 (イ) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、取引所の相場のある社債、株式及びその他の証券については、移動平均法による低価法(洗い替え方式)により行っており、上記以外の有価証券については、移動平均法による原価法により行っております。 連結子会社の保有する有価証券については、主として個別法による原価法を適用しております。 (2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、その他有価証券について移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。 (ロ) 金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。 (2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同 左	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、主として移動平均法による原価法により行っております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、取引所の相場のある社債、株式及びその他の証券については、移動平均法による低価法(洗い替え方式)により行っており、上記以外の有価証券については、移動平均法による原価法により行っております。 (2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日〕
	定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。		取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
		(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	
	(3) 動産不動産の減価償却の方法 親会社の動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間連結会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建 物 平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備及び構築物を除く)については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。上記以外の建物については、定率法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間連結会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建 物 定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。 なお、建物の減価償却の方法は、従来、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備及び構築物を除く)以外の建物については定率法を採用していましたが、店舗等の建物は長期安定的に使用するものであり、その減価は時の経過を通じて概ね一定であるため、その取得原価は耐用年数の全期間に均等に配分することが期間損益をより適正に示すと考えられることから、当中間連結会計期間より定額法に変更しております。	(3) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。 建 物 平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備及び構築物を除く)については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。上記以外の建物については、定率法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
		この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ669百万円増加しております。 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び国内連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 なお、従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日）における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。 また、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、連結財務諸表の資産の分類等は「長期信用銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第13号）によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。
	(4) 繰延資産の処理方法 親会社の債券発行に係る債券繰延資産は、次のとおり償却しております。 (イ) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 (ロ) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。 連結子会社の債券発行に係る債券繰延資産は、主として債券の償還期限までの期間に対応して償却しております。	(5) 繰延資産の処理方法 当行の債券繰延資産は、次のとおり償却しております。 (イ) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 (ロ) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。 連結子会社の債券繰延資産は、主として債券の償還期限までの期間に対応して償却しております。	(4) 繰延資産の処理方法 同 左

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	(5) 貸倒引当金の計上基準 親会社及び主要な国内子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認めた額を計上しております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は567,878百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年 4月 1日〕 〔至 平成11年 9月 30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年 4月 1日〕 〔至 平成12年 9月 30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年 4月 1日〕 〔至 平成12年 3月 31日〕
	(6) 退職給与引当金の計上基準 親会社及び国内連結子会社の退職給与引当金は、自己都合退職による期末要支給額を基準として年間繰入見積額を期間により按分し、中間会計期間末要支給額に相当する額を引き当てております。 なお、親会社は退職金制度の一部について、調整年金制度を採用しております。また、主要な連結子会社も年金制度を採用しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(12,620百万円)については、退職給付信託の設定により4,223百万円を一時費用処理するとともに、残額については主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(6) 退職給与引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の退職給与引当金は、自己都合退職による期末要支給額に相当する額を引き当てております。 なお、当行は退職金制度の一部について、調整年金制度を採用しております。また、主要な連結子会社も年金制度を採用しております。
	(7) 債権売却損失引当金の計上基準 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 同 左	(7) 債権売却損失引当金の計上基準 同 左
		(9) 特定債務者支援引当金の計上基準 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる金額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。	(8) 特定債務者支援引当金の計上基準 同 左
		(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。	(9) 偶発損失引当金の計上基準 同 左

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	(8) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 (イ) 金融先物取引責任準備金 11百万円 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (ロ) 証券取引責任準備金 15百万円 親会社は、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する命令第32条に定めるところにより算出した額を計上することとしておりますが、当中間連結会計期間末残高はございません。 国内証券子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する命令第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。	(11) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 (イ) 金融先物取引責任準備金 16百万円 当行は、金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 国内証券子会社も、同規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (ロ) 証券取引責任準備金 53百万円 当行は、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する総理府令第32条に定めるところにより算出した額を計上することとしておりますが、当中間連結会計期間末残高はございません。 国内証券子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する総理府令第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。	(10) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 (イ) 金融先物取引責任準備金 14百万円 当行は、金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 国内証券子会社も、同規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (ロ) 証券取引責任準備金 32百万円 当行は、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する命令第32条に定めるところにより算出した額を計上することとしておりますが、当連結会計年度末残高はございません。 国内証券子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する命令第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 親会社の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、外国法人に対する出資に係る資産（外貨にて調達したものを除く）及び直物外貨建資産残高に算入することが適当でない外貨建資産は取得時の為替相場、直物外貨建負債残高に算入することが適当でない外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、外国法人に対する出資（外貨にて調達したものを除く）及び直物外貨建資産残高に算入することが適当でない外貨建資産は取得時の為替相場、直物外貨建負債残高に算入することが適当でない外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、外国法人に対する出資（外貨にて調達したものを除く）及び直物外貨建資産残高に算入することが適当でない外貨建資産は取得時の為替相場、直物外貨建負債残高に算入することが適当でない外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	(10) リース取引の処理方法 親会社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12) リース取引の処理方法 同 左
		(14) 重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、当行の一部の資産・負債及び連結子会社は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	
	(11) 消費税等の会計処理 親会社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13) 消費税等の会計処理 同 左
	(12) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、親会社及び国内連結子会社の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(16) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び国内連結子会社の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	
5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	(中間連結キャッシュ・フロー計算書) (1) 前中間連結会計期間において「預金の純増減(△)」に含めて表示しておりました「譲渡性預金の純増減(△)」(前中間連結会計期間△632,797百万円)を、当中間連結会計期間においては区分掲記しております。 (2) 前中間連結会計期間において「預け金(中央銀行預け金を除く)の純増(△)減」に含めて表示しておりました「譲渡性預け金の純増(△)減」(前中間連結会計期間737百万円)を、当中間連結会計期間においては区分掲記しております。 (3) 前中間連結会計期間において「コールマネー等の純増減(△)」に含めて表示しておりました「借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)」(前中間連結会計期間△160,770百万円)を、当中間連結会計期間においては区分掲記しております。 (4) 前中間連結会計期間において「その他」に含めて表示しておりました「コマーシャル・ペーパーの純増減(△)」(前中間連結会計期間92,000百万円)を、当中間連結会計期間においては区分掲記しております。	

(追加情報)

前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	「貸倒引当金」については、前中間連結会計期間までは負債の部に計上しておりましたが、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間連結会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は319,801百万円、負債の部は319,801百万円それぞれ減少しております。	前連結会計年度まで負債の部に掲記しておりました「貸倒引当金」は、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)別紙様式が改正されたことに伴い、当連結会計年度より資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合と比べ、資産の部は920,029百万円、負債の部は920,029百万円それぞれ減少しております。
	(退職給付会計) 当中間連結会計期間から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は320百万円増加し、税金等調整前中間純利益は590百万円減少しております。 また、当行は当中間連結会計期間に退職給付信託を設定しております。この結果、税金等調整前中間純利益は2,876百万円減少しております。 なお、退職給与引当金は、退職給付引当金に含めて表示しております。	
	(金融商品会計) 当中間連結会計期間から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ666百万円増加しております。 なお、使用貸借または貸貸借契約により貸し付けている有価証券は、従来「有価証券」中の貸付有価証券に計上しておりましたが、当中間連結会計期間より「有価証券」中の株式に計上しております。当中間連結会計期間末における使用貸借または貸貸借契約により貸し付けている有価証券は2,618百万円であります。	

前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日〕
	(外貨建取引等会計基準) 当行は、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を継続適用しております。 また、前連結会計年度において、「資産の部」に計上していた為替換算調整勘定は、中間連結財務諸表規則の改正により、「資本の部」並びに「少数株主持分」に含めて計上しております。	
	当中間連結会計期間においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて、時価評価を行っておりません。 なお、平成12年大蔵省令第11号附則第3項によるその他有価証券に係る中間連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。また、以下の金額には「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」が含まれております。 中間連結貸借対照表 計上額 7,298,535百万円 時価 7,275,992百万円 差額 △ 22,542百万円 繰延税金資産相当額 8,681百万円 少数株主持分相当額 △ 982百万円 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金相当額のうち親会社持分相当額 1,434百万円 その他有価証券評価差額金相当額 △ 13,408百万円	
	利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他経常費用」として計上しております。なお、当行の東京都にかかる事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、当中間連結会計期間より、「その他経常費用」として、1,958百万円計上しております。	
	「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)が平成12年6月9日に公布されたことから、当行の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、当中間連結会計期間より前連結会計年度の39.0%から38.4%に変更しております。この変更により、繰延税金資産の金額は4,765百万円減少し、当中間連結会計期間に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債の金額は877百万円減少し、再評価差額金の金額は同額増加しております。	

注 記 事 項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成11年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間末 (平成12年 9 月 30 日)	前連結会計年度末 (平成12年 3 月 31 日)												
※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は155,123百万円、延滞債権額は1,419,139百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,276百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は439,290百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,021,829百万円であります。	※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は179,386百万円、延滞債権額は421,807百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,530百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は795,545百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,414,269百万円であります。 なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 また、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項」の「(6) 貸倒引当金の計上基準」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、従来の方法によった場合に比べ、破綻先債権額は200,221百万円、延滞債権額は333,497百万円、貸出条件緩和債権額は26,619百万円減少しております。 ※ 5. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は108,619百万円であります。 ※ 6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>貸出金</td><td>203,122百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>1,673,105百万円</td></tr><tr><td>特定取引資産</td><td>38,106百万円</td></tr></table>	貸出金	203,122百万円	有価証券	1,673,105百万円	特定取引資産	38,106百万円	※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は122,459百万円、延滞債権額は1,024,884百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,655百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は854,224百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,012,224百万円であります。 なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※ 6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>貸出金</td><td>209,886百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>1,354,775百万円</td></tr><tr><td>特定取引資産</td><td>458,495百万円</td></tr></table>	貸出金	209,886百万円	有価証券	1,354,775百万円	特定取引資産	458,495百万円
貸出金	203,122百万円													
有価証券	1,673,105百万円													
特定取引資産	38,106百万円													
貸出金	209,886百万円													
有価証券	1,354,775百万円													
特定取引資産	458,495百万円													

前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)	前連結会計年度末 (平成12年3月31日)
※7. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式29,445百万円、出資金1,583百万円を含んでおります。 ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、親会社の事業用の土地の再評価を行っております。 なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。	動産不動産 166百万円 担保資産に対応する債務 預金 27,246百万円 借入金 1,170百万円 特定取引負債 63百万円 コールマネー及び売渡手形 1,671,103百万円 その他負債 24,335百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、貸出金68,180百万円、有価証券1,027,409百万円、特定取引資産16,596百万円及び現金預け金119,880百万円を差し入れております。 また、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は16,350百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は10,335百万円、債券借入取引担保金は1,434,354百万円であります。 ※7. 有価証券には、関連会社の株式104,125百万円、出資金1,422百万円を含んでおります。 ※8. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券及び特定取引有価証券に合計1,355,100百万円含まれております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は868,811百万円、繰延ヘッジ利益の総額は566,516百万円であります。 ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。	コールローン及び買入手形 5,000百万円 その他資産 26,537百万円 動産不動産 191百万円 担保資産に対応する債務 預金 58,985百万円 借入金 1,620百万円 コールマネー及び売渡手形 1,985,491百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、貸出金121,260百万円、有価証券1,203,482百万円、特定取引資産9,862百万円及びその他資産1,700百万円を差し入れております。 なお、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。 ※7. 有価証券には、関連会社の株式28,491百万円、出資金1,388百万円を含んでおります。 ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と

前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)	前連結会計年度末 (平成12年3月31日)
※11. 動産不動産の減価償却累計額 120,469百万円 ※12. 債券には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付債券701,595百万円が含まれております。 ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金750,000百万円が含まれております。 ※14. その他資産には、親会社の平成8年3月期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。 親会社としては、その更正理由が容認し難いため、同年8月30日に国税不服審判所長宛審査請求を行いました。平成9年10月28日に請求棄却の裁決を受領いたしました。これに対し、同年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起しております。	※11. 動産不動産の減価償却累計額 117,596百万円 ※12. 債券には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付債券789,282百万円が含まれております。 ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金726,500百万円が含まれております。 ※14. その他資産には、当行の平成8年3月期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。 当行としては、その更正理由が容認し難いため、同年8月30日に国税不服審判所長宛審査請求を行いました。平成9年10月28日に請求棄却の裁決を受領いたしました。これに対し、同年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起しております。	当該事業用土地の再評価後の帳簿価額合計額との差額 6,776百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 116,086百万円 ※12. 債券には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付債券761,824百万円が含まれております。 ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金729,500百万円が含まれております。 ※14. その他資産には、当行の平成8年3月期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。 当行としては、その更正理由が容認し難いため、同年8月30日に国税不服審判所長宛審査請求を行いました。平成9年10月28日に請求棄却の裁決を受領いたしました。これに対し、同年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起しております。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
※1. その他経常費用には、親会社の債権売却損失引当金繰入額1,507百万円及び親会社の債権を売却したことなどによる損失1,536百万円を含んでおります。	※2. 特別損失には、外貨建有価証券の投資方針変更に伴い一部ポートフォリオの処分を実施したことにより臨時的に発生した損失22,634百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額5,134百万円を含んでおります。	※1. その他の経常費用には、債権売却損失引当金繰入額4,840百万円、特定債務者支援引当金繰入額18,892百万円、偶発損失引当金繰入額13,938百万円及び債権を売却したことなどによる損失15,418百万円を含んでおります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成11年9月30日現在 現金預け金勘定 658,589 百万円 中央銀行預け金を除く預け金 △454,014 百万円 現金及び現金同等物 204,575 百万円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成12年9月30日現在 現金預け金勘定 766,879 百万円 中央銀行預け金を除く預け金 △609,542 百万円 現金及び現金同等物 157,337 百万円	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成12年3月31日現在 現金預け金勘定 652,704 百万円 中央銀行預け金を除く預け金 △355,690 百万円 現金及び現金同等物 297,013 百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 (動産) 取得価額相当額13,588百万円 減価償却累計額相当額 9,455百万円 中間連結会計期間末残高相当額 4,133百万円 (注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によって おります。 - 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1 年 内 2,566百万円 1 年 超 4,307百万円 合 計 6,873百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額の算定は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によって おります。 - 支払リース料及び減価償却費相当額 支 払 リ ー ス 料 1,442百万円 減価償却費相当額 1,459百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によって おります。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 (動産) 取得価額相当額10,492百万円 減価償却累計額相当額 7,895百万円 中間連結会計期間末残高相当額 2,597百万円 (注) 取得価額相当額は、当中間連結会計期間より、利息相当額を控除して算定しております。 - 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1 年 内 2,152百万円 1 年 超 2,702百万円 合 計 4,855百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、当中間連結会計期間より、利息相当額を控除して算定しております。 - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支 払 リ ー ス 料 1,266百万円 減価償却費相当額 1,014百万円 支払利息相当額 101百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によって おります。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によって おります。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 (動産) 取得価額相当額11,651百万円 減価償却累計額相当額 8,131百万円 年度末残高相当額 3,519百万円 (注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によって おります。 - 未経過リース料年度末残高相当額 1 年 内 2,373百万円 1 年 超 3,546百万円 合 計 5,919百万円 (注) 未経過リース料年度末残高相当額の算定は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法によって おります。 - 支払リース料及び減価償却費相当額 支 払 リ ー ス 料 2,847百万円 減価償却費相当額 2,722百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各年度の減価償却費相当額とする定率法によって おります。
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1 年 内 4,167百万円 1 年 超 43,490百万円 合 計 47,657百万円	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1 年 内 3,473百万円 1 年 超 37,535百万円 合 計 41,008百万円	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1 年 内 3,457百万円 1 年 超 40,913百万円 合 計 44,371百万円

(有価証券関係)

- ※ 1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」も含めて記載しております。
- ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

当中間連結会計期間においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて、時価評価を行っておりません。

なお、平成12年大蔵省令第11項附則第3項によるその他有価証券に係る中間連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

期 別 種 類	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)				
	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
株 式	2,480,462	2,509,524	29,061	385,257	356,195
債 券	2,401,538	2,379,833	△21,705	3,646	25,352
国 債	2,293,097	2,268,585	△24,511	476	24,987
地 方 債	13,387	13,424	37	126	89
社 債	95,054	97,823	2,769	3,044	275
そ の 他	2,416,533	2,386,634	△29,899	5,063	34,963
合 計	7,298,535	7,275,992	△22,542	393,968	416,511

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	81,910
非公募債券	420,864

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

○ その他有価証券評価差額金相当額

当中間連結会計期間において、その他有価証券につき時価評価を行った場合におけるその他有価証券評価差額金相当額は次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)
差額 (時価 - 中間連結貸借対照表計上額)	△ 22,542
そ の 他 の 有 価 証 券	△ 22,542
(+) 繰 延 税 金 資 産 相 当 額	8,681
その他有価証券評価差額金相当額 (持分相当額調整前)	△ 13,861
(△) 少 数 株 主 持 分 相 当 額	982
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金相当額のうち親会社持分相当額	1,434
その他有価証券評価差額金相当額	△ 13,408

(有価証券の時価等関係)

(金額単位 百万円)

期 別 種 類		前中間連結会計期間末 (平成11年 9 月30日現在)					前連結会計年度 (平成12年 3 月31日現在)				
		中間連結貸借 対照表価額	時 価	評価損益	うち評価益		連 結 貸 借 対 照 表 価 額	時 価	評価損益	うち評価益	
					うち評価益	うち評価損				うち評価益	うち評価損
有価証券	債 券	1,115,684	1,101,647	△14,036	3,229	17,266	1,047,478	1,024,099	△23,379	2,119	25,498
	株 式	2,895,587	3,069,713	174,126	423,727	249,600	2,752,529	2,910,639	158,109	609,353	451,243
	その他	1,053,410	1,027,007	△26,402	3,037	29,440	993,194	983,230	△9,963	7,322	17,285
合 計		5,064,682	5,198,368	133,686	429,994	296,307	4,793,202	4,917,969	124,766	618,794	494,027

- (注) 1. 本表記載の有価証券は、上場有価証券(債券は、国債、地方債、社債であります。)を対象としております。
 なお、上場債券の時価は、主として東京証券取引所の最終価格又は日本証券業協会が発表する公社債店頭(基準)気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格によっております。その他の上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所の最終価格によっております。
2. 非上場有価証券のうち時価相当額として価格等の算定が可能なものは、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

期 別 種 類		前中間連結会計期間末 (平成11年 9 月30日現在)					前連結会計年度 (平成12年 3 月31日現在)				
		中間連結貸借 対照表価額	時価相当額	評価損益	うち評価益		連 結 貸 借 対 照 表 価 額	時価相当額	評価損益	うち評価益	
					うち評価益	うち評価損				うち評価益	うち評価損
有価証券	債 券	796,663	809,535	12,872	14,892	2,020	1,423,099	1,419,660	△3,438	1,384	4,822
	株 式	25,031	50,043	25,012	26,638	1,626	29,566	68,088	38,521	40,953	2,432
	その他	127,151	127,831	680	1,140	459	161,180	167,651	6,471	7,894	1,423
合 計		948,846	987,411	38,564	42,671	4,106	1,613,846	1,655,400	41,554	50,232	8,678

非上場有価証券の時価相当額は、店頭売買有価証券については日本証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については日本証券業協会が発表する公社債店頭(基準)気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格、米国の店頭売買有価証券については全米証券業協会のNASDAQによる売買価格等によっております。

3. 時価情報開示対象有価証券から除いた有価証券の(中間)連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

期 別 種 類		前中間連結会計期間末 (平成11年 9 月30日現在)	前連結会計年度 (平成12年 3 月31日現在)
有 価 証 券	債 券	1,857,278	418,330
	株 式	92,054	88,359
	その他	759,225	667,043

4. 特定取引勘定にて経理しております商品有価証券及び特定取引有価証券につきましては、時価評価を行い、当該評価損益を(中間)連結損益計算書に計上しておりますのでここでの記載を省略しております。

(金銭の信託の時価等関係)

(金額単位 百万円)

期 別 種 類	前中間連結会計期間末（平成11年 9 月30日現在）					前連結会計年度（平成12年 3 月31日現在）				
	中間連結貸借 対照表価額	時価等	評価損益	うち評価益	うち評価損	連 結 貸 借 対 照 表 価 額	時価等	評価損益	うち評価益	うち評価損
金銭の信託	58,505	59,729	1,224	1,249	25	10,123	10,135	11	11	—

(注) 時価等の算定は、以下により金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっております。

1. 上場有価証券については、主として東京証券取引所等における最終価格又は日本証券業協会が発表する公社債店頭(基準)気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格によっております。
2. 店頭売買株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっております。

(デリバティブ取引関係)

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種 類		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
			契約額等	時 価	評価損益
取引所	金 利 先 物	売 建	30,559,788	△ 62,999	△ 62,999
		買 建	30,234,810	66,030	66,030
	金利オプション	売 建	6,419,756	2,637	565
		買 建	4,654,063	2,455	△ 422
店頭	金利先渡契約	売 建	1,452,768	744	744
		買 建	1,328,995	△ 618	△ 618
	金 利 ス ワ ッ プ		77,253,369	△ 7,321	△ 7,321
	金利オプション	売 建	—	—	—
		買 建	—	—	—
	そ の 他	売 建	2,904,911	17,087	6,431
		買 建	2,482,736	16,772	△ 4,563
	合 計				△ 2,153

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. その他はスワップション、キャップ、フロアー取引であります。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種 類		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
			契約額等	時 価	評価損益
店頭	通 貨 ス ワ ッ プ		8,796,185	113,183	60,020
	為 替 予 約	売 建	—	—	—
		買 建	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—
		買 建	—	—	—
	そ の 他	売 建	—	—	—
		買 建	—	—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2. の取引は、上記記載から除いております。

2. 「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、該当ありません。

また、為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、または当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区分	種 類		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)
			契 約 額 等
取引所	通貨先物	売 建	—
		買 建	—
	通貨オプション	売 建	—
		買 建	—
店頭	為 替 予 約	売 建	8,995,906
		買 建	7,813,528
	通貨オプション	売 建	1,140,633
		買 建	941,491
	そ の 他	売 建	—
		買 建	—

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区 分	種 類		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
			契約額等	時 価	評価損益
取引所	株 式 指 数 先 物	売 建	29,653	201	201
		買 建	1,588	△ 9	△ 9
	株式指数オプション	売 建	31,241	321	111
		買 建	51,866	212	△ 32
店 頭	株式店頭オプション	売 建	1,030	39	△ 12
		買 建	5,229	505	△ 6
	株式店頭指数等スワップ		—	—	—
	そ の 他	売 建	—	—	—
		買 建	—	—	—
合 計					252

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区 分	種 類		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
			契約額等	時 価	評価損益
取引所	債 券 先 物	売 建	175,147	△ 530	△ 530
		買 建	287,384	993	993
	債券先物オプション	売 建	67,898	60	92
		買 建	84,462	96	△ 98
店 頭	債券店頭オプション	売 建	14,995	111	20
		買 建	43,552	264	79
	そ の 他	売 建	—	—	—
		買 建	—	—	—
合 計					556

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引

(金額単位 百万円)

区 分	種 類		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
			契約額等	時 価	評価損益
店 頭	商 品 オ プ シ ョ ン	売 建	4,247	278	△ 73
		買 建	4,247	278	112
合 計					39

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2. 商品はオイル、銅に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区 分	種 類		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
			契約額等	時 価	評価損益
店 頭	クレジット・デフォルト・ ス				

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) ウェザーデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区 分	種 類		当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
			契約額等	時 価	評価損益
店 頭	ウェザーデリバティブ	売 建	105	2	14
		買 建	105	2	△ 7
合 計				6	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2. 取引は気温に係るものであります。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前中間連結会計期間（自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日）

(1) デリバティブ取引の内容

当行グループの取扱っているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ・金利先渡し取引（FRA）・キャッシュ・フロー・スワップ・金利先物・金利先物オプション、通貨関連では為替予約・通貨オプション・通貨先物・通貨スワップ、債券関連では債券先物・債券先物オプション・債券店頭オプション、株式関連では株式指数先物・株式指数オプション、商品関連では商品オプションなどがあげられます。

(2) 取組方針、利用目的

当行グループでは、デリバティブ取引をバンキング及びトレーディングの二つの目的で利用しております。

バンキング目的の取引とは、当行グループが保有する資産・負債に係わるリスクを適正化すること（ALM:Asset Liability Management）を目的とした金利スワップ取引等であります。

トレーディング目的の取引とは、お客様の多様なニーズに応えるために金利スワップやオプションなどのさまざまな商品を提供することや自己勘定での短期売買等を目的とした取引であります。

当行グループでは、バンキング業務とトレーディング業務を組織的に分離して運営しております。

(3) デリバティブ取引に関するリスク

デリバティブ取引に関するリスクにつきましては、市場リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、契約額や想定元本額とは異なり、取引の相手方が契約を履行できなくなった時点で当該取引を市場で再度構築する場合のコスト（以下、再構築コスト）及び市場の変動により再構築コストが増加する潜在的リスク（ポテンシャル・エクスポージャー）の合計に相当します。また、流動性リスクとは、市場における取引規模が急減し、新規取引が困難となるリスク（リクイディティ・リスク）及びデリバティブ取引の利払あるいは解約等から生じるキャッシュ・フローが不足するリスク（アベイラビリティ・リスク）を指します。

(4) リスク管理体制

市場業務に係わる具体的運営方針につきましては、当行グループ全体の収益基盤に与える影響の重大性に鑑み、「ALM委員会」にて、経済・市場動向、収益力、自己資本等を勘案し、決定しております。

当行グループでは、従来より各種内部規程を通じ厳格なリスク管理体制を構築してまいりました。また、リスク運営方針、牽制報告体制等リスク管理に係わる当行グループ内の各種諸規程を「ポリシー&プロシージャー」にまとめ、コンメンタールとして整備しております。

また、各市場部門のリスク管理強化の観点から、市場フロント部門とバック事務部門を完全分離するとともに、リスクの一元的把握及び管理を行う専担部署として統合リスク管理部を設置しております。同部は、各フロント部門から独立したミドル部門よりリスク情報の提供を受け、バンキング・トレーディング取引を含めた当行グループ全体の市場リスクを統合的に計測し、計測結果を定期的に取締役会等に報告しております。

バンキング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、高度なALM手法により、貸出、利付金融債、金利スワップ等のオンバランス・オフバランスを一体として各リスク指標（デルタ・ガンマ等）に換算して把握しております。この手法では、各リスク指標を期間別に展開して、きめ細かくリスク状況を分析して把握し、リスク量を適切に機動的かつ迅速に調節することが可能となっております。

一方、トレーディング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、リアルタイムで時価評価やリスク量の計測を行うことができる体制を整えております。また、トレーディング取引全体のリスク量は内部モデルを用いたVaR（Value at Risk：最大損失予想額）によって日次計測されております。この算出に必要なボラティリティや各商品間の相関係数は、直近の市場情勢を反映させるため、日次で更新しております。

信用リスクにつきましては、数量的な管理基準を設け、再構築コストをベースに貸出資産などと同一の枠組みの中で管理しており、また、法的に有効な相殺契約を締結すること等により、信用リスク額を削減する努力を行っております。

なお、前中間連結会計期間のV a R及び信用リスク相当額は、次のとおりであります。

(V a R)

(金額単位 百万円)

区 分	前中間連結会計期間 (自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日)			平成11年9月30日
	最大値	最小値	平均値	
V a R	3,143	1,855	2,401	1,994

(注) 上記は、トレーディング勘定及び外国為替に係る計数であり、保有期間1日・信頼区間99%を前提としております。

(信用リスク相当額)

(金額単位 百万円)

種 類	前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)
金 利 ス ワ ッ プ	1,386,295
通 貨 ス ワ ッ プ	492,749
為 替 予 約	915,810
金利オプション(買)	33,391
通貨オプション(買)	23,353
そ の 他	42,208
一括清算ネットティング契約 による信用リスク削減効果	△ 953,049
合 計	1,940,760

(注) 上記は、連結自己資本比率(国際統一基準)に基づく信用リスク相当額であります。

前連結会計年度(自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日)

(1) デリバティブ取引の内容

当行グループの取扱っているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ・金利先渡し取引(F R A)・キャップ・フロアー・スワップション・金利先物・金利先物オプション、通貨関連では為替予約・通貨オプション・通貨先物・通貨スワップ、債券関連では債券先物・債券先物オプション・債券店頭オプション、株式関連では株式指数先物・株式指数オプション、商品関連では商品オプション、その他ではウェザーデリバティブなどがあげられます。

(2) 取組方針、利用目的

当行グループでは、デリバティブ取引をバンキング及びトレーディングの二つの目的で利用しております。バンキング目的の取引とは、当行グループが保有する資産・負債に係わるリスクを適正化すること(ALM:Asset Liability Management)を目的とした金利スワップ取引等であります。

トレーディング目的の取引とは、お客様の多様なニーズに応えるために金利スワップやオプションなどのさまざまな商品を提供することや自己勘定での短期売買等を目的とした取引であります。

当行グループでは、バンキング業務とトレーディング業務を組織的に分離して運営しております。

(3) デリバティブ取引に関するリスク

デリバティブ取引に関するリスクにつきましては、市場リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、契約額や想定元本額とは異なり、取引の相手方が契約を履行できなくなった時点で当該取引を市場で再度構築する場合のコスト（以下、再構築コスト）及び市場の変動により再構築コストが増加する潜在的リスク（ポテンシャル・エクスポージャー）の合計に相当します。また、流動性リスクとは、市場における取引規模が急減し、新規取引が困難となるリスク（リクイディティ・リスク）及びデリバティブ取引の利払あるいは解約等から生じるキャッシュ・フローが不足するリスク（アベイラビリティ・リスク）を指します。

(4) リスク管理体制

市場業務に係わる具体的運営方針につきましては、当行グループ全体の収益基盤に与える影響の重大性に鑑み、「ALM委員会」にて、経済・市場動向、収益力、自己資本等を勘案し、決定しております。

当行グループでは、従来より各種内部規程を通じ厳格なリスク管理体制を構築してまいりました。また、リスク運営方針、牽制報告体制等リスク管理に係わる当行グループ内の各種諸規程を「ポリシー&プロシージャー」にまとめております。

また、各市場部門のリスク管理強化の観点から、市場フロント部門とバック事務部門を完全分離するとともに、リスクの一元的把握及び管理を行う専担部署として統合リスク管理部を設置しております。同部は、バンキング・トレーディング取引を含めた当行グループ全体の市場リスクを統合的に計測し、計測結果を定期的に取締役会等に報告しております。

バンキング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、高度なALM手法により、貸出、利付金融債、金利スワップ等のオンバランス・オフバランスを一体として各リスク指標（デルタ・ガンマ等）に換算して把握しております。この手法では、各リスク指標を期間別に展開して、きめ細かくリスク状況を分析して把握し、リスク量を適切に機動的かつ迅速に調節することが可能となっております。

一方、トレーディング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、リアルタイムで時価評価やリスク量の計測を行うことができる体制を整えております。また、トレーディング取引全体のリスク量は内部モデルを用いたVaR（Value at Risk：最大損失予想額）によって日次計測されております。この算出に必要なボラティリティや各商品間の相関係数は、直近の市場情勢を反映させるため、日次で更新しております。

信用リスクにつきましては、数量的な管理基準を設け、再構築コストをベースに貸出資産など同一の枠組みの中で管理しており、また、法的に有効な相殺契約を締結すること等により、信用リスク額を削減する努力を行っております。

なお、前連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、次のとおりであります。

(VaR)

(金額単位 百万円)

区 分	前連結会計年度（自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日）			平成12年3月31日
	最大値	最小値	平均値	
VaR	3,365	1,855	2,473	2,162

(注) 上記は、トレーディング勘定及び外国為替に係る計数であり、保有期間1日・信頼区間99%を前提としております。

(信用リスク相当額)

(金額単位 百万円)

種 別	前連結会計年度末 (平成12年3月31日現在)
金 利 ス ワ ッ プ	1,259,543
通 貨 ス ワ ッ プ	514,563
為 替 予 約	598,750
金利オプション(買)	29,342
通貨オプション(買)	27,801
そ の 他	32,930
一括清算ネットティング契約 による信用リスク削減効果	△ 852,834
合 計	1,610,098

(注) 上記は、連結自己資本比率(国際統一基準)に基づく信用リスク相当額であります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種 類		前中間連結会計期間末（平成11年 9 月30日現在）				前連結会計年度（平成12年 3 月31日現在）				
			契約額等	うち 1 年超	時 価	評価損益	契約額等	うち 1 年超	時 価	評価損益	
取引所	金利先物	売 建	24,716,616	7,358,712	24,461,178	45,087	21,373,075	7,355,902	21,249,089	123,986	
		買 建	21,753,029	5,916,371	21,686,226	△ 66,802	21,013,696	7,281,242	20,885,257	△ 128,438	
	金利オプション	売 建	コール	6,276,050 (2,159)	— /	684	1,475	1,359,423 (572)	212,300 /	306	266
			プット	4,716,830 (2,089)	— /	2,866	△ 776	2,105,900 (1,044)	212,300 /	1,220	△ 175
		買 建	コール	3,826,582 (1,927)	1,500 /	556	△ 1,370	1,096,798 (770)	53,075 /	224	△ 545
			プット	3,199,552 (1,876)	1,500 /	2,036	160	2,537,278 (2,059)	265,375 /	2,503	443
		金利先渡契	売 建	698,292	—	144	144	1,110,146	—	376	379
			買 建	675,416	—	△ 104	△ 104	1,738,353	—	△ 454	△ 458
	店頭	金利スワップ	受取固定 支払変動	23,791,411	18,194,176	567,877	377,892	27,323,701	20,413,441	381,634	171,336
			受取変動 支払固定	18,115,108	14,837,851	△ 602,380	△ 481,445	20,853,874	17,488,536	△ 472,782	△ 339,055
受取変動 支払変動			4,532,354	4,256,827	4,525	2,065	5,384,321	4,608,019	13,300	10,813	
受取固定 支払固定			89,766	65,481	△ 79	854	75,690	75,690	2,147	969	
店頭	スワップション	売 建	コール	211,898 (1,447)	36,614 /	607	591	22,932 (327)	13,000 /	197	130
			プット	119,916 (1,259)	13,025 /	1,457	△ 198	42,449 (398)	11,536 /	1,034	△ 531
		買 建	コール	9,439 (—)	3,993 /	△ 23	△ 23	3,027 (—)	— /	—	—
			プット	35,023 (910)	12,853 /	155	△ 754	35,449 (714)	11,853 /	162	△ 552
		キャップ	売 建	639,351 (1,175)	414,299 /	4,107	△ 3,418	552,437 (761)	334,341 /	4,686	△ 4,179
			買 建	431,438 (809)	361,164 /	4,204	3,440	342,002 (686)	314,495 /	4,996	4,352
	フロアー	売 建	116,027 (83)	3,222 /	200	△ 115	153,623 (9)	409 /	137	△ 62	
		買 建	33,939 (13)	3,222 /	83	67	5,671 (9)	2,457 /	49	△ 2	
	合 計						△ 123,229			△ 161,324	

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、将来予想されるすべてのキャッシュ・フローの割引現在価値及びオプション価格計算モデル等によっております。

2. 店頭取引の時価と評価損益の差額は、(中間)連結貸借対照表計上額(オプション料、経過利息)であります。

3. () 内は(中間)連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

4. 特定取引（トレーディング取引）に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を（中間）連結損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は、次のとおりであります。

（金額単位 百万円）

区分	種類		前中間連結会計期間末 （平成11年9月30日現在）		前連結会計年度 （平成12年3月31日現在）	
			契約額等	時価	契約額等	時価
取引所	金利先物	売 建	8,001,071	7,988,028	8,200,849	8,151,380
		買 建	8,059,899	8,049,904	8,310,085	8,262,347
	金利オプション	コール	823,833	483	594,744	57
			(817)		(480)	
		プット	544,120	868	460,347	708
			(697)		(546)	
		コール	713,965	482	959,203	218
			(843)		(662)	
		プット	244,211	650	420,045	731
			(503)		(467)	
	金利先渡契約	売 建	770,502	△ 22	1,486,315	170
		買 建	594,486	184	1,500,208	△ 187
店頭	金利スワップ	受取固定支払変動	33,597,898	723,566	34,277,384	438,939
		受取変動支払固定	33,755,143	△ 718,225	34,612,625	△ 450,795
		受取変動支払変動	1,759,966	△ 730	1,705,528	△ 3,132
		受取固定支払固定	174,104	△ 2,453	178,456	△ 5,598
	スワップポジション	コール	670,810	7,603	542,721	7,274
			(8,423)		(7,295)	
		プット	580,474	6,492	511,365	4,901
			(6,030)		(5,571)	
		コール	643,391	10,174	537,960	6,425
			(7,617)		(5,830)	
		プット	718,345	6,801	546,160	5,948
			(10,156)		(7,654)	
	キャップ	売 建	2,061,321	15,057	1,779,788	13,396
			(15,215)		(12,114)	
		買 建	1,561,033	16,362	1,421,662	16,027
			(11,092)		(9,121)	
	フロアー	売 建	606,261	5,435	540,907	2,151
			(5,203)		(4,184)	
		買 建	620,830	5,591	624,356	3,130
			(4,589)		(4,405)	

（注）（ ）内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種 類	前中間連結会計期間末 (平成11年 9 月30日現在)				前連結会計年度 (平成12年 3 月31日現在)			
		契約額等		時 価	評価損益	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
店 頭	通貨スワップ	4,534,836	3,479,435	86,960	21,263	4,083,001	3,388,272	95,042	17,169
	米 ド ル	3,742,326	2,927,630	39,332	24,700	3,449,557	2,909,411	27,243	19,790
	英 ポ ンド	105,701	79,307	2,857	△ 1,135	71,438	71,049	5,118	△ 812
	ユ ー ロ	277,066	183,550	26,296	△ 2,563	221,784	158,445	35,331	△ 1,501
	そ の 他	409,741	288,945	18,473	262	340,221	249,366	27,349	△ 305

(注) 1. 時価の算定

将来予想されるすべてのキャッシュ・フローの割引現在価値によっております。

2. 時価と評価損益の差額は、(中間)連結貸借対照表計上額(元本交換額、経過利息)であります。

3. 特定取引(トレーディング取引)に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を(中間)連結損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区分	種 類	前中間連結会計期間末 (平成11年 9 月30日現在)		前 連 結 会 計 年 度 (平成12年 3 月31日現在)	
		契 約 額 等	時 価	契 約 額 等	時 価
店 頭	通貨スワップ	8,657,517	74,657	7,307,923	120,899
	米 ド ル	6,687,943	△ 106,201	5,654,125	△ 69,774
	英 ポ ンド	185,920	△ 19,017	149,899	△ 17,570
	ユ ー ロ	781,840	59,034	704,169	102,595
	そ の 他	1,001,813	140,841	799,728	105,649

4. 為替予約、通貨オプション等につきましては、（中間）連結会計年度（期間末日）に引直しを行い、その損益を（中間）連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の（中間）連結貸借対照表表示に反映されているもの、または当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、次のとおりであります。

（金額単位 百万円）

区分	種 類		前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成12年3月31日現在)
			契 約 額 等	契 約 額 等
取引所	通貨先物	売 建	20,022	69,522
		買 建	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—
			(—)	(—)
		買 建	11,443	—
			(1)	(—)
		買 建	—	—
			(—)	(—)
		買 建	11,443	—
			(9)	(—)
店頭	為替予約	売 建	9,764,736	9,647,508
		買 建	8,400,753	8,140,027
	通貨オプション	売 建	463,935	473,226
			(2,065)	(4,466)
		買 建	339,295	677,092
			(16,356)	(11,998)
		買 建	376,682	510,562
			(2,244)	(7,025)
		買 建	311,349	551,927
			(14,546)	(9,962)
	その他の	売 建		—
				(—)
		買 建		—
				(—)
		買 建		—
				(—)
	他	買 建		—
				(—)

（注） 1. （ ）内は（中間）連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

2. 為替予約のうち外貨売・外貨買取引の契約額は、売建に含めております。

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区 分	種 類		前中間連結会計期間末（平成11年 9 月30日現在）				前連結会計年度（平成12年 3 月31日現在）					
			契約額等	うち1年超	時 価	評価損益	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益		
取引所	株式指数先物	売 建	74,566	—	74,698	△ 131	—	—	—	—		
		買 建	34,439	—	35,446	1,006	—	—	—	—		
	株式指数オプション	売 建	コール	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—	
			プット	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—	
		買 建	コール	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—	
			プット	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—	
	店頭	株式店頭オプション	売 建	コール	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—
				プット	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—
買 建			コール	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—	
			プット	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—	
指数等オプション		有価証券店頭	株価指数変化率受取・短期変動金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—	
			短期変動金利受取・株価指数変化率支払	—	—	—	—	—	—	—	—	
		その他	売 建	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—	
				買 建	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—
合 計			—	—	—	874	—	—	—			

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

2. () 内は (中間) 連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

3. 特定取引（トレーディング取引）に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を（中間）連結損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は、次のとおりであります。

（金額単位 百万円）

区分	種 類			前中間連結会計期間末 （平成11年9月30日現在）		前連結会計年度 （平成12年3月31日現在）	
				契 約 額 等	時 価	契 約 額 等	時 価
取引所	株式指数先物	売 建		2,443	2,514	18,659	19,008
		買 建		3,308	3,360	1,263	1,253
	株式指数オプション	売	コール	18,702	125	11,171	176
			(105)	(105)	(230)	(230)	(230)
		建	プット	10,207	94	34,355	72
			(31)	(31)	(32)	(32)	(32)
		買	コール	14,684	100	13,964	277
				(91)	(183)	(183)	(183)
			プット	8,272	253	11,163	69
				(303)	(99)	(99)	(99)
店頭	株式店頭オプション	売	コール	—	—	188	10
			(—)	(—)	(5)	(5)	(5)
		建	プット	—	—	—	—
			(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		買	コール	—	—	188	10
				(—)	(5)	(5)	(5)
			プット	—	—	—	—
				(—)	(—)	(—)	(—)
	その他	売 建		—	—	—	—
			(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		買 建		—	—	—	—
			(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

（注）（ ）内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種 類		前中間連結会計期間末（平成11年9月30日現在）				前連結会計年度（平成12年3月31日現在）						
			契約額等		時 価	評価損益	契約額等		時 価	評価損益			
				うち1年超				うち1年超					
取引所	債券先物	売 建	8,007,551	—	8,162,342	△ 154,790	14,428,098	—	14,559,226	△ 131,127			
		買 建	7,067,271	—	7,112,967	45,696	13,419,901	—	13,406,667	△ 13,233			
	債券先物オプション	売	コール	98,450 (616)	— /	365	251	30,606 (155)	— /	380	△ 225		
			プット	202,368 (1,205)	— /	1,176	29	63,690 (1,272)	— /	388	884		
		買	コール	83,745 (675)	— /	358	△ 317	30,606 (373)	— /	380	7		
			プット	186,314 (1,427)	— /	1,381	△ 46	63,690 (1,446)	— /	388	△ 1,058		
		店頭	債券店頭オプション	売	コール	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—
					プット	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—
			買	コール	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—	
				プット	— (—)	— /	—	—	— (—)	— /	—	—	
合 計						△ 109,176				△ 144,753			

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

2. () 内は (中間) 連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

3. 特定取引（トレーディング取引）に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を（中間）連結損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は、次のとおりであります。

（金額単位 百万円）

区分	種類		前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)		前連結会計年度 (平成12年3月31日現在)	
			契約額等	時価	契約額等	時価
取引所	債券先物	売 建	235,414	235,513	121,477	121,691
		買 建	146,355	146,254	69,430	69,981
	債券先物オプション	売	コール	103,647	28,335	158
			(276)	304	(202)	
		建	プット	21,824	32,119	42
			(91)	61	(64)	
		買	コール	89,494	33,489	258
			(287)	427	(173)	
			プット	27,527	33,835	
			(185)	112	(146)	
店頭	債券店頭オプション	売	コール	10,125	—	—
			(73)	72	(—)	
		建	プット	10,290	25,000	62
			(80)	5	(156)	
		買	コール	162,222	79,383	311
			(629)	878	(214)	
			プット	13,580	31,500	
			(27)	1	(40)	

（注）（ ）内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

(5) 商品関連取引

特定取引以外の商品関連のデリバティブ取引につきましては、該当ありません。

なお、特定取引（トレーディング取引）に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を（中間）連結損益計算書に計上しております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は、次のとおりであります。

（金額単位 百万円）

区分	種 類		前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)		前連結会計年度 (平成12年3月31日現在)	
			契 約 額 等	時 価	契 約 額 等	時 価
店 頭	商品先渡	売 建	—	—		
		買 建	—	—		
	商品スワップ		—	—		
	商 品 オプション	売 建	33		5,351	
			(7)	4	(228)	228
		買 建	33		5,351	
			(5)	4	(206)	228

（注）1. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

2. 商品は食料、燃料に係るものであります。

3. () 内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

(6) その他

ウェザーデリバティブ

特定取引以外のデリバティブ取引につきましては、該当ありません。

なお、特定取引（トレーディング取引）に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を連結損益計算書に計上しております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は、次のとおりであります。

（金額単位 百万円）

区分	種 類		前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)		前連結会計年度 (平成12年3月31日現在)	
			契 約 額 等	時 価	契 約 額 等	時 価
店 頭	売 建				125	
					(25)	7
	買 建				125	
					(13)	7

（注）1. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

2. 取引は気温に係るものであります。

3. () 内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

前中間連結会計期間 (自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日)

(金額単位 百万円)

	日 本	米 州	欧 州	アジア・オセアニア	計	消去又は全社	連 結
経 常 収 益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,377,788	199,646	92,235	41,119	1,710,790	—	1,710,790
(2) セグメント間の内部経常収益	1,526	9,312	9,364	90	20,293	(20,293)	—
計	1,379,315	208,958	101,600	41,210	1,731,084	(20,293)	1,710,790
経 常 費 用	1,330,285	194,369	96,298	37,285	1,658,239	(16,871)	1,641,367
経 常 利 益	49,029	14,589	5,302	3,924	72,845	(3,422)	69,422

当中間連結会計期間 (自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日)

(金額単位 百万円)

	日 本	米 州	欧 州	アジア・オセアニア	計	消去又は全社	連 結
経 常 収 益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	668,899	153,948	82,849	19,818	925,516	—	925,516
(2) セグメント間の内部経常収益	20,389	9,143	7,168	210	36,912	(36,912)	—
計	689,288	163,092	90,018	20,029	962,429	(36,912)	925,516
経 常 費 用	608,852	151,181	88,979	16,045	865,060	(28,620)	836,439
経 常 利 益	80,435	11,911	1,038	3,983	97,369	(8,291)	89,077

前連結会計年度 (自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日)

(金額単位 百万円)

	日 本	米 州	欧 州	アジア・オセアニア	計	消去又は全社	連 結
経 常 収 益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,369,538	372,888	166,280	75,279	2,983,986	—	2,983,986
(2) セグメント間の内部経常収益	38,909	16,893	15,572	950	72,326	(72,326)	—
計	2,408,447	389,782	181,853	76,230	3,056,313	(72,326)	2,983,986
経 常 費 用	2,287,952	361,247	173,693	69,738	2,892,632	(64,227)	2,828,405
経 常 利 益	120,495	28,534	8,159	6,491	163,680	(8,099)	155,581

(注) 1. 当行の本店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 米州にはアメリカ合衆国、カナダ等が、欧州には英国、フランス共和国等が、アジア・オセアニアには香港、シンガポール共和国等が属しております。

3. 海外経常収益

(金額単位 百万円)

期 別	海外経常収益	連結経常収益	海外経常収益の連結 経常収益に占める割合
前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	333,001	1,710,790	19.4 %
当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	256,617	925,516	27.7 %
前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕	614,448	2,983,986	20.5 %

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2. 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
連結ベースの 1株当たり純資産額	478.05円	470.15円	483.94円
連結ベースの 1株当たり中間(当期)純利益	17.30円	11.19円	25.59円
連結ベースの 潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	15.61円	10.14円	23.15円

- (注) 1. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末の発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して算出しております。
2. 連結ベースの1株当たり当期純利益及び連結ベースの1株当たり中間純利益は、連結当期純利益、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して算出しております。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕																
	当行の子会社である興銀証券株式会社は、平成12年10月1日に第一勧業証券株式会社及び富士証券株式会社と合併いたしました。合併の概要は以下のとおりであります。 (1) 合併の目的 本件合併は、当行、株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行の間で平成11年12月に調印された全面的統合に関する契約の一環として行われたものです。 (2) 合併の方法等 ① 合併方法 興銀証券株式会社、第一勧業証券株式会社、富士証券株式会社は対等互譲の精神で合併し、存続会社は興銀証券株式会社といたしました。 ② 合併比率 <table><tr><th>商号</th><th>興銀証券株式会社</th><th>第一勧業証券株式会社</th><th>富士証券株式会社</th></tr><tr><td>合併比率</td><td>1.00</td><td>1.12</td><td>0.87</td></tr></table> (3) 商号の変更 興銀証券株式会社は商号をみずほ証券株式会社に変更いたしました。 (4) 合併後の資本金 1,502億円 なお、合併後の出資比率は、当行43.28%、株式会社第一勧業銀行33.55%、株式会社富士銀行23.17%であります。	商号	興銀証券株式会社	第一勧業証券株式会社	富士証券株式会社	合併比率	1.00	1.12	0.87	当行の子会社である興銀証券株式会社は、平成12年5月25日に第一勧業証券株式会社及び富士証券株式会社と合併契約を締結いたしました。合併の概要は以下のとおりであります。 (1) 合併の目的 本件合併は、当行、株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行の間で平成11年12月に調印された全面的統合に関する契約の一環として行われるものです。 (2) 合併の方法等 ① 合併期日 平成12年10月1日 ② 合併方法 興銀証券株式会社、第一勧業証券株式会社、富士証券株式会社は対等互譲の精神で合併し、存続会社は興銀証券株式会社といたします。 ③ 合併比率 <table><tr><th>商号</th><th>興銀証券株式会社</th><th>第一勧業証券株式会社</th><th>富士証券株式会社</th></tr><tr><td>合併比率</td><td>1.00</td><td>1.12</td><td>0.87</td></tr></table> (3) 商号の変更 興銀証券株式会社は商号をみずほ証券株式会社に変更いたします。 (4) 合併後の資本金 1,502億円 なお、合併後の出資比率は、当行43.28%、株式会社第一勧業銀行33.55%、株式会社富士銀行23.17%であります。 (5) 合併の条件 関係当局による許認可を条件とします。	商号	興銀証券株式会社	第一勧業証券株式会社	富士証券株式会社	合併比率	1.00	1.12	0.87
商号	興銀証券株式会社	第一勧業証券株式会社	富士証券株式会社															
合併比率	1.00	1.12	0.87															
商号	興銀証券株式会社	第一勧業証券株式会社	富士証券株式会社															
合併比率	1.00	1.12	0.87															

(2) その他

該当ありません。

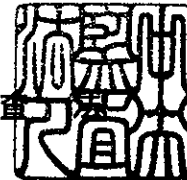
中 間 監 査 報 告 書

平成11年12月20日

株式会社日本興業銀行

取締役頭取 西村正雄 殿

中 央 監



代表社員
関与社員 公認会計士

村山 徳和



代表社員
関与社員 公認会計士

松原 章隆



代表社員
関与社員 公認会計士

大庭 隆司



東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル

当法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本興業銀行の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの第176期事業年度の中間会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当法人は、上記の中間財務諸表が株式会社日本興業銀行の平成11年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

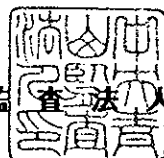
中 間 監 査 報 告 書

平成12年12月19日

株式会社日本興業銀行

取締役頭取 西村正雄 殿

中央青山監査法人



代表社員
関与社員

公認会計士

大庭 啓司

代表社員
関与社員

公認会計士

山手 章

代表社員
関与社員

公認会計士

林 秀市郎

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本興業銀行の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの第177期事業年度の中間会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社日本興業銀行の平成12年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注）中間財務諸表作成の基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間より、退職給付に係る会計基準及び金融商品に係る会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により中間財務諸表を作成している。

以 上

2. 中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

① 中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位 百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成11年9月30日)		当中間会計期間末 (平成12年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成12年3月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貸 出 金※1,2,3,4,5,6,7	22,421,773	56.60%	22,297,152	58.52%	22,232,483	58.43%
外 国 為 替 金※7,8,9	204,266	0.52	216,112	0.57	222,663	0.58
有 価 証 券※7,8,9	8,799,150	22.21	7,991,838	20.98	7,703,889	20.25
(うち自己株式)※10	(11)	(0.00)	(—)	(—)	(8)	(0.00)
(うち親会社株式)	(—)	(—)	(27)	(0.00)	(—)	(—)
金 銭 の 信 託	58,505	0.15	8,004	0.02	10,123	0.03
特 定 取 引 資 産※7,9	1,605,271	4.05	1,908,626	5.01	2,163,616	5.68
買 入 金 銭 債 権	47,266	0.12	34,853	0.09	7,197	0.02
コ ー ル ロ ー ン	655,041	1.65	422,105	1.11	558,002	1.47
現 金 預 け 金	940,114	2.37	950,775	2.49	841,161	2.21
そ の 他 資 産※7,9,11,18	2,541,414	6.41	2,562,140	6.72	3,090,749	8.12
動 産 不 動 産※7,12,13,14	266,533	0.67	250,804	0.66	257,462	0.68
債 券 繰 延 資 産	10,122	0.03	8,883	0.02	8,742	0.02
繰 延 税 金 資 産	426,668	1.08	341,740	0.90	363,922	0.96
支 払 承 諾 見 返 金	1,638,446	4.14	1,412,740	3.71	1,491,724	3.92
貸 倒 引 当 金	—	—	△ 305,792	△ 0.80	△ 901,118	△ 2.37
資 産 の 部 合 計	39,614,575	100.00	38,099,985	100.00	38,050,621	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位 百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成11年9月30日)		当中間会計期間末 (平成12年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成12年3月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
債 券※15	19,933,133	50.32%	19,538,815	51.28%	19,933,842	52.39%
預 渡 性 預 金※7	5,278,138	13.32	5,518,061	14.48	5,026,433	13.21
借 渡 用 金※7,16	1,834,565	4.63	1,226,291	3.22	1,273,047	3.34
特 定 取 引 負 債※7	1,513,744	3.82	1,551,532	4.07	1,537,621	4.04
売 渡 手 形※7	1,119,782	2.83	660,124	1.73	908,652	2.39
コマーシャル・ペーパー	46,600	0.12	85,400	0.22	110,700	0.29
コ ー ル マ ネ ー※7	122,000	0.31	170,000	0.45	164,000	0.43
外 国 為 替 金	2,789,189	7.04	2,551,210	6.70	1,973,658	5.19
そ の 他 負 債※7	24,036	0.06	15,213	0.04	60,271	0.16
貸 倒 引 当 金	2,286,287	5.77	3,327,510	8.74	3,561,784	9.36
退 職 給 与 引 当 金	1,207,811	3.05	—	—	—	—
退 職 給 付 引 当 金	51,705	0.13	—	—	49,332	0.13
債 権 売 却 損 失 引 当 金	—	—	49,798	0.13	—	—
特 定 債 務 者 支 援 引 当 金	46,425	0.12	45,466	0.12	47,506	0.12
偶 発 損 失 引 当 金	—	—	175,598	0.46	167,198	0.44
特 別 法 上 の 引 当 金※17	—	—	14,214	0.04	13,938	0.04
再評価に係る繰延税金負債※12	1	0.00	1	0.00	1	0.00
支 払 承 諾	71,373	0.18	62,541	0.16	63,484	0.17
	1,638,446	4.13	1,412,740	3.71	1,491,724	3.92
負 債 の 部 合 計	37,963,241	95.83	36,404,520	95.55	36,383,195	95.62
資 本 本 金	673,605	1.70	673,605	1.77	673,605	1.77
資 本 準 備 金	570,132	1.44	570,132	1.50	570,132	1.50
利 益 準 備 金	82,219	0.21	86,557	0.23	84,387	0.22
再 評 価 差 額 金※12	98,360	0.25	99,988	0.26	99,212	0.26
そ の 他 の 剰 余 金	227,016	0.57	265,181	0.69	240,087	0.63
任 意 積 立 金	163,791		183,800		163,791	
中間(当期)未処分利益	63,225		81,381		76,296	
資 本 の 部 合 計	1,651,333	4.17	1,695,465	4.45	1,667,425	4.38
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	39,614,575	100.00	38,099,985	100.00	38,050,621	100.00

② 中間損益計算書

(金額単位 百万円)

期 別 科 目	前 中 間 会 計 期 間 〔自 平成11年 4 月 1 日〕 〔至 平成11年 9 月 30 日〕		当 中 間 会 計 期 間 〔自 平成12年 4 月 1 日〕 〔至 平成12年 9 月 30 日〕		前事業年度要約損益計算書 〔自 平成11年 4 月 1 日〕 〔至 平成12年 3 月 31 日〕	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益	1,569,322	100.00%	838,963	100.00%	2,720,653	100.00%
資 金 運 用 収 益	688,574		642,609		1,333,240	
(うち貸出金利息)	(268,315)		(263,316)		(531,095)	
(うち有価証券利息配当金)	(96,574)		(108,520)		(180,375)	
役 務 取 引 等 収 益	34,588		34,259		66,515	
特 定 取 引 収 益	7,252		13,855		18,160	
そ の 他 業 務 収 益	684,172		48,160		1,007,451	
そ の 他 経 常 収 益	154,735		100,078		295,285	
経 常 費 用	1,512,487	96.38	756,037	90.12	2,581,804	94.90
資 金 調 達 費 用	565,100		546,790		1,098,353	
(うち債券利息)	(134,233)		(110,998)		(255,932)	
(うち債券発行差金償却)	(11,871)		(6,808)		(20,224)	
(うち預金利息)	(61,538)		(72,026)		(123,404)	
役 務 取 引 等 費 用	8,297		7,637		14,861	
特 定 取 引 費 用	1,471		297		171	
そ の 他 業 務 費 用	680,292		48,113		1,005,385	
営 業 経 費※1	73,503		67,440		140,684	
そ の 他 経 常 費 用※2	183,822		85,758		322,347	
経 常 利 益	56,835	3.62	82,925	9.88	138,849	5.10
特 別 利 益	2,842	0.18	6,633	0.79	3,501	0.13
特 別 損 失※3	1,296	0.08	27,886	3.32	3,918	0.14
税引前中間(当期)純利益	58,381	3.72	61,672	7.35	138,432	5.09
法人税、住民税及び事業税	43,314	2.76	1,552	0.18	37,811	1.39
法 人 税 等 調 整 額	△ 21,132	△ 1.34	22,118	2.64	40,388	1.49
中 間 (当 期) 純 利 益	36,200	2.30	38,001	4.53	60,232	2.21
前 期 繰 越 利 益	26,037		43,277		26,037	
再評価差額金取崩額	988		102		3,035	
中 間 配 当 額	—		—		10,840	
中 間 配 当 に 伴 う	—		—		2,168	
利 益 準 備 金 積 立 額	—		—		—	
中 間 (当 期) 未 処 分 利 益	63,225		81,381		76,296	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	前 中 間 会 計 期 間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当 中 間 会 計 期 間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前 事 業 年 度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、取引所の相場のある社債、株式及びその他の証券については、移動平均法による低価法（洗い替え方式）により行っており、上記以外の有価証券については、移動平均法による原価法により行っております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。 (2) 金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、取引所の相場のある社債、株式及びその他の証券については、移動平均法による低価法（洗い替え方式）により行っており、上記以外の有価証券については、移動平均法による原価法により行っております。
2. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同 左	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法		デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	

	前 中 間 会 計 期 間 〔自 平成11年 4 月 1 日〕 〔至 平成11年 9 月 30 日〕	当 中 間 会 計 期 間 〔自 平成12年 4 月 1 日〕 〔至 平成12年 9 月 30 日〕	前 事 業 年 度 〔自 平成11年 4 月 1 日〕 〔至 平成12年 3 月 31 日〕
4. 固定資産 の減価償却 の方法	それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建 物 平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備及び構築物を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。上記以外の建物については、定率法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。	(1) 動産不動産 それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建 物 定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。 なお、建物の減価償却の方法は、従来、平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備及び構築物を除く）以外の建物については定率法を採用しておりましたが、店舗等の建物は長期安定的に使用するものであり、その減価は時の経過を通じて概ね一定であるため、その取得原価は耐用年数の全期間に均等に配分することが期間損益をより適正に示すと考えられることから、当中間会計期間より定額法に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ669百万円増加しております。 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 それぞれ次のとおり償却しております。 建 物 平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備及び構築物を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。上記以外の建物については、定率法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。 なお、従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号平成11年 3 月 31 日）における経過措置の適用により、従来会計処理方法を継続して採用しております。 また、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、財務諸表の資産の分類等は「長期信用銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第13号）によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。

	前 中 間 会 計 期 間 〔自 平成11年 4 月 1 日〕 〔至 平成11年 9 月30日〕	当 中 間 会 計 期 間 〔自 平成12年 4 月 1 日〕 〔至 平成12年 9 月30日〕	前 事 業 年 度 〔自 平成11年 4 月 1 日〕 〔至 平成12年 3 月31日〕
5. 繰延資産の 処理方法	債券繰延資産は、次のとおり償却しております。 (1) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 (2) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。	同 左	同 左
6. 引当金の計 上基準	貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は567,215百万円であります。	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

	前 中 間 会 計 期 間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当 中 間 会 計 期 間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前 事 業 年 度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
		(2) 退職給付引当金 従業員からの退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異（12,222百万円）については、退職給付信託の設定により4,223百万円を一時費用処理するとともに、残額については5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(2) 退職給与引当金 自己都合退職による期末要支給額に相当する額を引き当てております。
		(3) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。	(3) 債権売却損失引当金 同 左
		(4) 特定債務者支援引当金 再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる金額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。	(4) 特定債務者支援引当金 同 左
		(5) 偶発損失引当金 他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。	(5) 偶発損失引当金 同 左
		(6) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(6) 金融先物取引責任準備金 同 左

	前中間会計期間 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成11年9月30日〕	当中間会計期間 〔自平成12年4月1日〕 〔至平成12年9月30日〕	前事業年度 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成12年3月31日〕
		(7) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する総理府令第32条に定めるところにより算出した額を計上することとしておりますが、当中間会計期間末残高はございません。	(7) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する命令第32条に定めるところにより算出した額を計上することとしておりますが、当期末残高はございません。
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、外国法人に対する出資（外貨にて調達したものを除く）、その他当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 ただし、外国法人に対する出資に係る資産（外貨にて調達したものを除く）及び直物外貨建資産残高に算入することが適当でない外貨建資産は取得時の為替相場、直物外貨建負債残高に算入することが適当でない外貨建負債については発生時の為替相場によっております。 海外支店勘定については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
9. ヘッジ会計の方法		ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	

	前 中 間 会 計 期 間 〔 自 平成11年4月1日 〕 〔 至 平成11年9月30日 〕	当 中 間 会 計 期 間 〔 自 平成12年4月1日 〕 〔 至 平成12年9月30日 〕	前 事 業 年 度 〔 自 平成11年4月1日 〕 〔 至 平成12年3月31日 〕
10. 法人税及 び住民税の 計上方法	後掲「(追加情報)」参照		
11. 消費税等 の会計処理	消費税及び地方消費税の会計 処理は、税抜方式によっておりま す。	同 左	同 左
12. 税効果会 計に関する 事項	中間会計期間に係る納付税額 及び法人税等調整額は、当期にお いて予定している利益処分方式 による海外投資等損失準備金の 積立て及び取崩しを前提として、 当中間会計期間に係る金額を計 算しております。	同 左	

(追加情報)

前 中 間 会 計 期 間 〔自 平成11年 4 月 1 日〕 〔至 平成11年 9 月 30 日〕	当 中 間 会 計 期 間 〔自 平成12年 4 月 1 日〕 〔至 平成12年 9 月 30 日〕	前 事 業 年 度 〔自 平成11年 4 月 1 日〕 〔至 平成12年 3 月 31 日〕
1. 法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」（平成10年大蔵省令第173号）附則第3項に基づき、前事業年度（自平成10年 4 月 1 日 至平成11年 3 月 31 日）から税効果会計を適用しており、当中間会計期間は、同省令附則第4項に基づき適用しております。 なお、法人税、住民税及び事業税については、前中間期まで当該期を一事業年度とみなして中間申告を行うとした場合の税額を計上しておりますが、当中間期は税効果会計を適用したため、従来の方法に比べ、資産が426,668百万円、負債が71,373百万円増加するとともに、中間純利益が21,132百万円増加しております。 また、事業税については、前中間期まで「その他経常費用」に計上しておりましたが、当中間期は「法人税、住民税及び事業税」として計上しております。これに伴い、従来の方法に比べ、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ9,262百万円増加しております。 2. 従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年 3 月 31 日）における経過措置の適用により、従来 of 会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、中間連結財務諸表及び中間財務諸表の資産の分類等は「長期信用銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第13号）によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。また、減価償却の方法については、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。		

前 中 間 会 計 期 間 〔 自 平成11年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成11年 9 月 30 日 〕	当 中 間 会 計 期 間 〔 自 平成12年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成12年 9 月 30 日 〕	前 事 業 年 度 〔 自 平成11年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成12年 3 月 31 日 〕
	「貸倒引当金」は、前中間会計期間までは負債の部に計上しておりましたが、「長期信用銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第13号）別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は305,792百万円、負債の部は305,792百万円それぞれ減少しております。	「貸倒引当金」は、前期までは負債の部に計上しておりましたが、「長期信用銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第13号）別紙様式が改正されたことに伴い、当期より資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は901,118百万円、負債の部は901,118百万円それぞれ減少しております。
	（退職給付会計） 当中間会計期間から退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成10年 6 月 16 日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は323百万円増加し、税引前中間純利益は476百万円減少しております。 また、当行は当中間会計期間に退職給付信託を設定しております。この結果、税引前中間純利益は2,876百万円減少しております。 なお、退職給与引当金は、退職給付引当金に含めて表示しております。	
	（金融商品会計） 当中間会計期間から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年 1 月 22 日））を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ946百万円増加しております。 なお、使用貸借または貸貸借契約により貸し付けている有価証券は、従来「有価証券」中の貸付有価証券に計上しておりましたが、当中間会計期間より「有価証券」中の株式に計上しております。当中間会計期間末における使用貸借または貸貸借契約により貸し付けている有価証券は2,618百万円であります。	
	（外貨建取引等会計基準） 「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成12年 4 月 10 日）に基づき、「新外為経理基準」を継続適用しております。	

前 中 間 会 計 期 間 〔 自 平成11年4月1日 〕 〔 至 平成11年9月30日 〕	当 中 間 会 計 期 間 〔 自 平成12年4月1日 〕 〔 至 平成12年9月30日 〕	前 事 業 年 度 〔 自 平成11年4月1日 〕 〔 至 平成12年3月31日 〕
	当中間会計期間においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて時価評価を行っておりません。なお、平成12年大蔵省令第10号附則第3項によるその他有価証券に係る中間貸借対照表計上額等は次のとおりであります。また、以下の金額には「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」が含まれております。 中間貸借対照表計上額 7,082,177百万円 時価 7,058,560百万円 差額 △ 23,617百万円 繰延税金資産相当額 9,087百万円 その他有価証券 評価差額金相当額 △ 14,529百万円	
	利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他経常費用」として計上しております。なお、東京都に係る事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年東京都条例第145号）が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、当中間会計期間より、「その他経常費用」として1,958百万円計上しております。	
	「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年大阪府条例第131号）が平成12年6月9日に公布されたことから、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、当中間会計期間より前事業年度の39.0%から38.4%に変更しております。この変更により、繰延税金資産の金額は4,795百万円減少し、当中間会計期間に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債の金額は877百万円減少し、再評価差額金の金額は同額増加しております。	

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

前 中 間 会 計 期 間 末 (平成11年 9 月 30 日)	当 中 間 会 計 期 間 末 (平成12年 9 月 30 日)	前 事 業 年 度 末 (平成12年 3 月 31 日)
※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は152,948百万円、延滞債権額は1,407,356百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,328百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は438,853百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,006,487百万円であります。	※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は179,265百万円、延滞債権額は414,137百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は16,127百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は794,173百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,403,703百万円であります。 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 また、「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」の「6. 引当金の計上基準(1)貸倒引当金」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、従来の方法によった場合に比べ、破綻先債権額は200,215百万円、延滞債権額は332,848百万円、貸出条件緩和債権額は26,619百万円減少しております。 ※ 5. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は107,755百万円であります。	※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は119,308百万円、延滞債権額は1,019,093百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は9,913百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は850,201百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,998,516百万円であります。 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前 中 間 会 計 期 間 末 (平成11年9月30日)	当 中 間 会 計 期 間 末 (平成12年9月30日)	前 事 業 年 度 末 (平成12年3月31日)
※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は558,794百万円であります。	※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 貸出金 198,965百万円 有価証券 1,649,067百万円 特定取引資産 21,815百万円 担保資産に対応する債務 預金 21,156百万円 借用金 975百万円 特定取引負債 63百万円 売渡手形 85,400百万円 コールマネー 1,556,062百万円 その他負債 24,335百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、貸出金68,180百万円、有価証券1,026,863百万円及び現金預け金119,880百万円を差し入れております。 また、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は17,704百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は5,912百万円、債券借入取引担保金は600,527百万円であります。 ※8. 子会社の株式及び出資総額 350,883百万円 なお、本項の子会社は、長期信用銀行法第13条の2第2項に規定する子会社であります。	※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は443,922百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 貸出金 203,015百万円 有価証券 1,286,610百万円 特定取引資産 17,286百万円 その他資産 26,537百万円 担保資産に対応する債務 預金 50,419百万円 借用金 1,360百万円 売渡手形 110,700百万円 コールマネー 1,368,171百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、貸出金121,260百万円、有価証券1,202,912百万円を差し入れております。 なお、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。 ※8. 子会社の株式及び出資総額 374,503百万円 なお、本項の子会社は、長期信用銀行法第13条の2第2項に規定する子会社であります。
※10. 自己株式のうち、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。	※9. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券及び特定取引有価証券に合計542,800百万円含まれております。 ※10. 自己株式のうち、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。	※10. 自己株式のうち、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。

前 中 間 会 計 期 間 末 (平成11年 9月30日)	当 中 間 会 計 期 間 末 (平成12年 9月30日)	前 事 業 年 度 末 (平成12年 3月31日)
※12. 土地の再評価に関する法律（平成10年 3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。 なお、評価差額については、前中間期は全額を「再評価差額金」として負債の部に計上しておりましたが、平成11年 3月31日の同法律の改正により、当中間期は当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。この変更により、従来の方法に比べ、負債の部は98,360百万円減少し、資本の部は98,360百万円増加しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3月31日 同法律第 3条第 3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3月31日公布政令第119号）第 2条第 4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。 ※13. 動産不動産の減価償却累計額 94,826百万円 ※14. 動産不動産の圧縮記帳額 7,776百万円 （当中間期圧縮記帳額 一 百万円） ※15. 債券には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付債券353,100百万円が含まれております。 ※16. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,402,919百万円が含まれております。 ※17. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 (1) 金融先物取引責任準備金 1百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。 (2) 証券取引責任準備金 一 百万円 証券取引法第65条の 2 第 7 項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。	※11. ヘッジ手段に係る損益または評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は868,662百万円、繰延ヘッジ利益の総額は566,516百万円であります。 ※12. 土地の再評価に関する法律（平成10年 3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3月31日 同法律第 3条第 3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3月31日公布政令第119号）第 2条第 4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。 ※13. 動産不動産の減価償却累計額 95,346百万円 ※14. 動産不動産の圧縮記帳額 7,737百万円 （当中間期圧縮記帳額 一 百万円） ※15. 債券には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付債券353,100百万円が含まれております。 ※16. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,470,758百万円が含まれております。 ※17. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 (1) 金融先物取引責任準備金 1百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。 (2) 証券取引責任準備金 一 百万円 証券取引法第65条の 2 第 7 項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。	※12. 土地の再評価に関する法律（平成10年 3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年 3月31日 同法律第 3条第 3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3月31日公布政令第119号）第 2条第 4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 6,776百万円 ※13. 動産不動産の減価償却累計額 94,613百万円 ※14. 動産不動産の圧縮記帳額 7,740百万円 （当期圧縮記帳額 一 百万円） ※15. 債券には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付債券353,100百万円が含まれております。 ※16. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,444,759百万円が含まれております。 ※17. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 (1) 金融先物取引責任準備金 1百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。 (2) 証券取引責任準備金 一 百万円 証券取引法第65条の 2 第 7 項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。

前 中 間 会 計 期 間 末 (平成11年 9月30日)	当 中 間 会 計 期 間 末 (平成12年 9月30日)	前 事 業 年 度 末 (平成12年 3月31日)
※18. その他資産には、第172期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。 当行としては、その更正理由が容認し難いため、同年8月30日に国税不服審判所長宛審査請求を行いました。平成9年10月28日に請求棄却の裁決を受領いたしました。これに対し、同年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起しております。	※18. その他資産には、第172期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。 当行としては、その更正理由が容認し難いため、同年8月30日に国税不服審判所長宛審査請求を行いました。平成9年10月28日に請求棄却の裁決を受領いたしました。これに対し、同年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起しております。	※18. その他資産には、第172期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。 当行としては、その更正理由が容認し難いため、同年8月30日に国税不服審判所長宛審査請求を行いました。平成9年10月28日に請求棄却の裁決を受領いたしました。これに対し、同年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起しております。

(中間損益計算書関係)

前 中 間 会 計 期 間 〔自 平成11年 4 月 1 日〕 〔至 平成11年 9 月 30 日〕	当 中 間 会 計 期 間 〔自 平成12年 4 月 1 日〕 〔至 平成12年 9 月 30 日〕	前 事 業 年 度 〔自 平成11年 4 月 1 日〕 〔至 平成12年 3 月 31 日〕
※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 2,493百万円 そ の 他 — 百万円 ※ 2. その他経常費用には、債権売却損失引当金繰入額1,507百万円及び債権を売却したことなどによる損失1,536百万円を含んでおります。	※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 1,465百万円 そ の 他 — 百万円 ※ 3. 特別損失には、外貨建有価証券の投資方針変更に伴い一部ポートフォリオの処分を実施したことにより臨時的に発生した損失22,634百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額5,023百万円を含んでおります。	※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 5,829百万円 そ の 他 — 百万円 ※ 2. その他経常費用には、債権売却損失引当金繰入額4,840百万円、特定債務者支援引当金繰入額18,892百万円、偶発損失引当金繰入額13,938百万円及び債権を売却したことなどによる損失14,963百万円を含んでおります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成11年9月30日〕	当中間会計期間 〔自平成12年4月1日〕 〔至平成12年9月30日〕	前事業年度 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成12年3月31日〕
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 (動産) 取得価額相当額 13,372百万円 減価償却累計額相当額 9,361百万円 中間期末残高相当額 4,010百万円 (注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 未経過リース料中間期末残高相当額 1 年 内 2,512百万円 1 年 超 4,214百万円 合 計 6,726百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 当中間期の支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,407百万円 減価償却費相当額 1,432百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 - 未経過リース料 1 年 内 3,752百万円 1 年 超 42,286百万円 合 計 46,039百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 (動産) 取得価額相当額 9,909百万円 減価償却累計額相当額 7,616百万円 中間期末残高相当額 2,293百万円 (注) 取得価額相当額は、当中間会計期間より、利息相当額を控除して算定しております。 - 未経過リース料中間期末残高相当額 1 年 内 2,018百万円 1 年 超 2,476百万円 合 計 4,494百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、当中間会計期間より、利息相当額を控除して算定しております。 - 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,192百万円 減価償却費相当額 917百万円 支払利息相当額 93百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 - 未経過リース料 1 年 内 3,453百万円 1 年 超 37,493百万円 合 計 40,946百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (動産) 取得価額相当額 11,181百万円 減価償却累計額相当額 8,004百万円 期末残高相当額 3,176百万円 (注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 未経過リース料期末残高相当額 1 年 内 2,261百万円 1 年 超 3,298百万円 合 計 5,559百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 当期の支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 2,786百万円 減価償却費相当額 2,656百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 - 未経過リース料 1 年 内 3,426百万円 1 年 超 40,865百万円 合 計 44,291百万円

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

期 別 種 類	当中間会計期間末 (平成12年 9 月30日現在)		
	中 間 貸 借 対照表計上額	時 価	差 額
関 連 会 社 株 式	52,100	50,526	△ 1,574

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

(2) そ の 他

中間配当 (商法第293条ノ5の規定による金銭の分配)

平成12年11月24日開催の取締役会において、第177期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中 間 配 当 金 総 額 23,985百万円

1株当たりの中間配当金

普 通 株 式 8円48銭

〔 内 訳 普通配当 3円50銭
 特別配当 4円98銭 〕

第一回優先株式 8円75銭

第二回優先株式 2円69銭

第6 提出会社の参考情報

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類	(事業年度 自平成11年4月1日 (第176期) 至平成12年3月31日)	平成12年6月29日 関東財務局長に提出。
(2) 臨時報告書	連結子会社の合併に係る契約の締結	平成12年5月25日 関東財務局長に提出。
臨時報告書	株式移転に係る株主総会の決議	平成12年6月29日 関東財務局長に提出。
臨時報告書	財政状態及び経営成績に著しい 影響を与える事象の発生	平成12年6月30日 関東財務局長に提出。
臨時報告書	債務者等について取立不能 及び取立遅延のおそれの発生	平成12年7月13日 関東財務局長に提出。
臨時報告書	親会社の異動及び主要株主の異動	平成12年9月29日 関東財務局長に提出。
臨時報告書	代表取締役の異動	平成12年9月29日 関東財務局長に提出。

第二部 提出会社の保証会社等の情報

該当ありません。